



武蔵野市第四期長期計画・調整計画

平成20年度～24年度

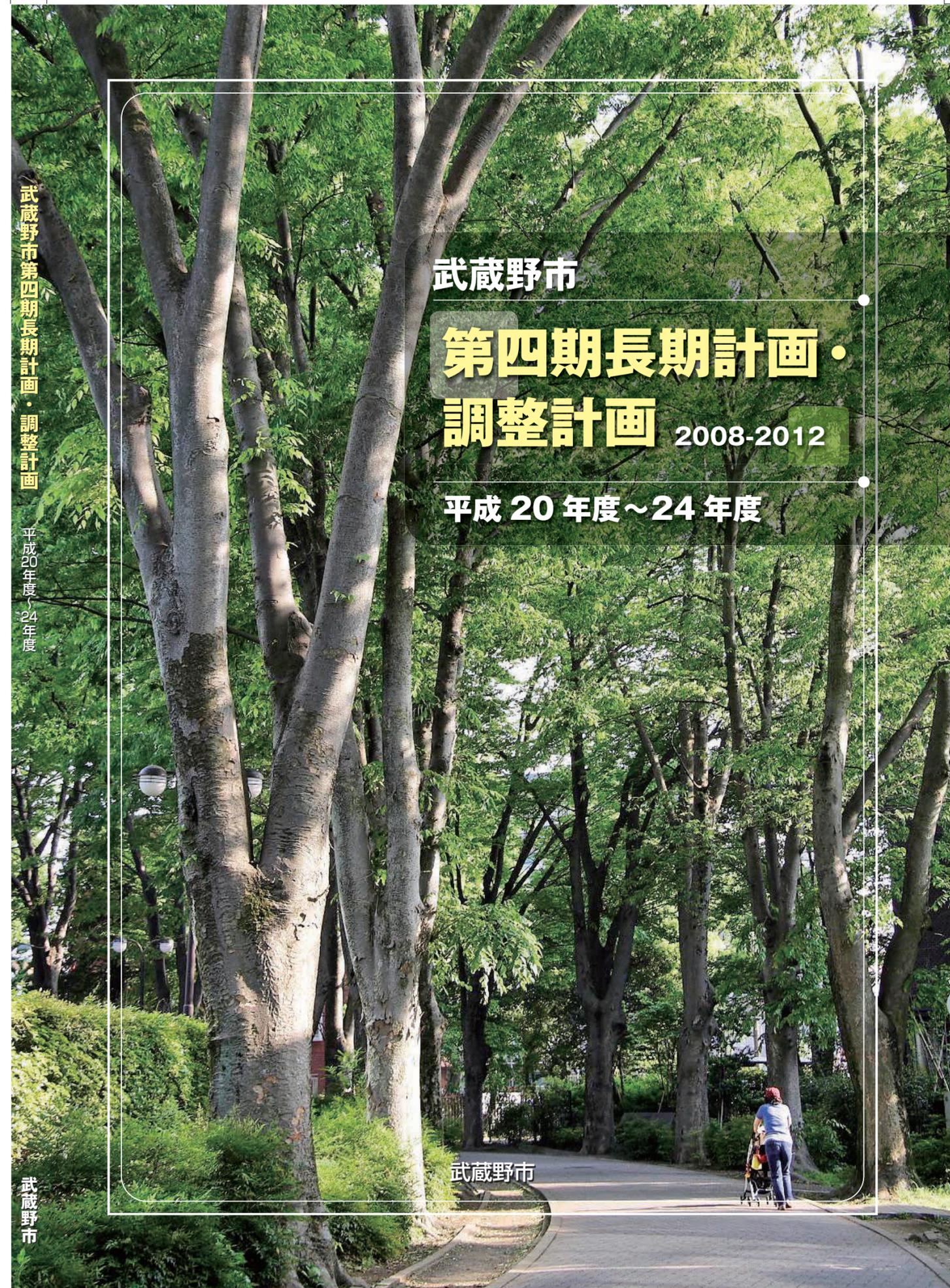
武蔵野市

武蔵野市

第四期長期計画・ 調整計画 2008-2012

平成20年度～24年度

武蔵野市



表紙の写真:「武蔵野市 緑の風景フォトコンテスト」最優秀賞『新緑の香り』(高橋龍太郎氏)



未来へ《つなぐ》 まちづくりを目指して

武蔵野市長 **邑上守正**

このたび、平成20年度（2008年）から平成24年度（2012年）までの5年間を計画期間とする武蔵野市第四期長期計画・調整計画を策定しました。本調整計画は、平成16年の市議会において議決を受けた武蔵野市第四期基本構想とあわせて策定された、第四期長期計画を当初の予定より1年前倒しして見直し、策定したものです。

第四期長期計画策定以降、社会を取り巻く情勢は日々変化しています。地球温暖化や都市のヒートアイランド現象による環境問題の深刻化、社会保障制度改革の推進、地方分権の進展、少子高齢化による人口構成のアンバランス化、そして都市基盤施設の老朽化に伴うリニューアルの必要性等、市政を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような社会状況を踏まえ、また、平成17年10月に市長選挙で公約として掲げた事項も含めて、長期計画を見直し、調整計画として策定いたしました。

調整計画策定にあたっては、市民が主役の市政を目指す一環として、より市民参加による策定を進めようと、まずは平成18年9月に公募市民による市民会議を組織し、各分野別に課題を整理することから始めていただきました。そして、市民会議からの提言を参考として、平成19年4月に策定委員会による検討をスタートし、平成20年2月に調整計画案の提出を受けるに至りました。

従来、策定委員会は学識経験者と副市長で構成していましたが、新たに市民会議からの推薦者を加え、原則公開で行われました。市議会全員協議会や、地区別・市民団体ヒアリングなどを行い、数多くの意見を集約し、密度の濃い検討をしていただきました。従来の策定委員会方式に公募市民が加わり、また策定委員会が原則公開されたことも市民との協働の時代にふさわしい取り組みであったと思います。

市民会議スタートから1年7か月、本市において長年進めてきた市民参加による策定方式に、新たな市民参加手法を取り入れて完成した本調整計画を基に、市民のみなさまとの協働をより一層進めながら、新たな時代に向かって着実に施策を推進してまいります。先人の英知と工夫の積み重ねによって築かれた武蔵野市の伝統と誇りを、未来につなげ、そして魅力あふれるまちづくりを目指します。

結びに、本調整計画の策定にあたり、市民会議の委員のみなさま、策定委員会のみなさま、ならびに市民、市議会議員、関係者のみなさまに、心から敬意と感謝を申し上げます。

目次

計画の位置付けと策定の方法…………… 4

- (1) 「第四期長期計画・調整計画」の位置付け…………… 4
- (2) 「第四期基本構想と長期計画」の枠組み …… 4
- (3) 計画策定の方法と手順…………… 5

第1章 これまでの成果と情勢の変化… 7

I 社会を取り巻く情勢の変化…………… 8

- (1) 地方分権の進展…………… 8
- (2) 福祉・保健分野での制度改正…………… 8
- (3) 環境問題の深刻化…………… 8
- (4) 都市防災対策の必要性の高まり…………… 8
- (5) 都市基盤の更新と慎重な行財政運営の必要性…………… 8
- (6) コミュニティに対する期待の高まり… 8
- (7) 都市型居住の需要の増大…………… 8

II 武蔵野市の現況と将来…………… 8

- (1) 人口…………… 8
- (2) 土地利用…………… 10
- (3) 産業…………… 10

III 第四期長期計画の取組みの状況…………… 11

- (1) 人的サービスの質と倫理性…………… 11
- (2) 市民パートナーシップの意義…………… 12
- (3) 健全な財政運営…………… 12
- (4) 安全・安心のまちづくり…………… 12
- (5) コミュニティと都市間交流…………… 12
- (6) 高齢者・障害者への支援…………… 13
- (7) 家族と教育…………… 13
- (8) 家族に対する男女の責任…………… 13
- (9) 環境形成とまちづくり…………… 14

第2章 調整計画の基本的な考え方…………… 15

I 調整計画全体に関わる基本的な視点… 16

II 調整計画の重点課題…………… 17

- (1) 「支えられ感」を生み出す地域福祉… 17
- (2) 武蔵野プレイス（仮称）の開館を契機とした新たな市民文化の創造… 17
- (3) 進化するコミュニティの創造…………… 18
- (4) 市民協働の展開と情報の共有…………… 18
- (5) 深刻化する環境問題に対する積極的な取組み…………… 19
- (6) 「まちづくり条例」による課題への適切な対応と効果的な運用…………… 19
- (7) 三駅前地域の駐輪場（自転車駐車場）の整備と走行安全の確保…………… 20
- (8) 都市リニューアルを見通す行財政への転換…………… 20

第3章 施策の体系…………… 23

I 健康・福祉…………… 24

- 1 健康で暮らしつつづけるための施策… 26
- 2 就労・自立支援と社会参加の推進… 27
- 3 地域で支えあう福祉のまちづくり… 28
- 4 安心して暮らせるまちづくり…………… 29
- 5 サービスの質の向上と利用者の保護… 31
- 6 サービス基盤の整備…………… 31

II 子ども・教育…………… 34

- 1 子育て支援施策の総合的推進…………… 36
- 2 親子のふれあいと家庭への啓発… 38
- 3 子育て支援施設の整備…………… 39
- 4 学校教育の充実…………… 39
- 5 青少年施策の充実…………… 42
- 6 生涯学習施策の拡充…………… 43

Ⅲ 緑・環境・市民生活 ……………	46	4 健全な財政運営の維持 ……	80
1 持続可能な都市の形成 ……	49	5 時代の変化に対応する柔軟な行政運営…	82
2 緑豊かな都市環境の創出 ……	51		
3 身近な自然の回復と保全 ……	52		
4 農業の振興 ……	52		
5 商工業の振興 ……	53		
6 都市観光の推進 ……	54		
7 真に豊かな消費生活の推進 ……	55		
8 防犯性の高い快適なまちづくり …	55		
9 防災態勢の強化 ……	56		
10 市民活動の活性化と協働の推進 …	57		
11 男女共同参画社会の実現 ……	58		
12 都市・国際交流の推進 ……	58		
13 生涯スポーツの振興 ……	59		
14 特色ある市民文化の発展 ……	59		
Ⅳ 都市基盤 ……………	62		
1 連携・協働が支える信頼のまちづくり…	65		
2 地域の特色を活かすまちづくりの推進…	66		
3 利用者の視点と発想を重視するまちづくり…	67		
4 上水道の整備・充実 ……	67		
5 下水道の再整備 ……	68		
6 道路ネットワークの整備 ……	69		
7 安全で円滑な交通環境の整備 ……	70		
8 住宅施策の総合的展開 ……	71		
9 住宅とまちの防災対策の推進 ……	72		
10 吉祥寺圏の都市基盤整備 ……	72		
11 中央圏の都市基盤整備 ……	74		
12 武蔵境圏の都市基盤整備 ……	74		
Ⅴ 行・財政 ……………	76		
1 市民パートナーシップの積極的推進…	78		
2 市民ニーズに応えるサービスの提供…	79		
3 積極的な情報発信と 情報セキュリティの徹底 ……	80		
		第4章 財政計画 ……………	85
		(1) 日本経済の動向 ……	86
		(2) 武蔵野市の財政の状況と課題 ……	86
		(3) 武蔵野市の財政見通し ……	88
		(4) 財政計画の策定の方法について …	88
		(5) 財政計画 ……	89
		付 表 ……………	93
		〈付表〉 施策体系図 ……	94
		〈参考〉 「第四期長期計画・ 調整計画」 策定の経過 ……	104
		〈参考〉 用語説明 ……	114

計画の位置付けと策定の方法

(1)「第四期長期計画・調整計画」の位置付け

武蔵野市は、市政の計画的運営を図るため、昭和46年から計画期間を10年（第二期、第三期は12年）とする基本構想の議決にあわせ、実行計画としての長期計画を策定している。しかし、10年という期間は長く、当初の長期計画を策定したときには想定し得なかった課題も生じる。このような状況に対応し長期計画の実効性を保つため、市政選挙にあわせ、基本構想の枠組みの中で、長期計画をベースに必要な修正や施策を追加し改定するものが「調整計画」である。

「第四期長期計画」は、平成16年12月に議会の議決を受けて定められた「武蔵野市第四期基本構想」にあわせて策定された計画である。この度の調整計画は、平成17年の市長の交代や様々な社会情勢の変化に対応すべく、当初の予定より1年前倒して長期計画を調整するもので、調整計画の計画期間は平成20年度から平成24年度までの5か年である。

(2)「第四期基本構想と長期計画」の枠組み 〈第四期基本構想とは〉

基本構想とは、市の将来像や基本的な理念を示すもので、地方自治法において、すべての市町村に策定が義務づけられている。この基本構想を策定するには議会の議決が必要とされる。第四期基本構想では、武蔵野市の今後10年のまちづくりの目標として、下記の3点を掲げている。

- ・都市の窓を開こう
- ・新しい家族を育てよう
- ・持続可能な社会をつくろう

●都市の窓を開こう

21世紀は都市の時代である。人口1,000万を超えるメガロポリスは世界中で20都市を超え、それらは集積の利益を得て、繁栄している。私たち武蔵野市も一見華やかに繁栄しているように見える。しかし、水・食糧・エネルギー・空気など、生存に必要な様々な要素を地方に依存している。都市は単立できない。都市の窓を開こう。地方の人々と連携しよう。世界の人々と手をつなごう。武蔵野市の窓は世界に開かれている。

●新しい家族を育てよう

人間の生きる原点は、社会の最小単位、家庭・家族にある。家族がいて、家族と暮らして、人々は喜びや悲しみ、楽しみを共有し、生きている意味を実感できる。親子・兄弟・姉妹・親族を中心に、地域に新しい家族をつくろう。住まいの窓を開けて、それぞれの生き方を尊重しながらも、助け合い励まし合う新しい家族を見つけよう。

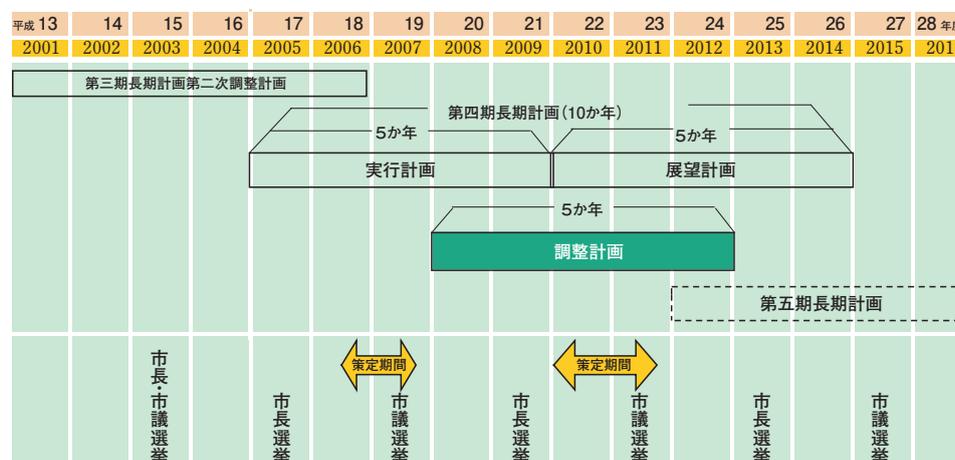
●持続可能な社会をつくろう

20世紀は、人口が15億から60億へと4倍になった。この乗数に新世紀が適応することは不可能だ。21世紀は、人類にとって、地球の有限性が確認されて初めての世紀でもある。大気・エネルギー・物質・水循環など、生存に必要な全ての面で人類は運命を共にしている。膨脹・拡大の20世紀から成熟・安定の21世紀へ。人類の英知によって持続可能な社会をつくるために、地球規模で考え、足元から行動を（Think Globally, Act Locally）。

資料：第四期基本構想・長期計画

そして、その基本理念のもと、「まちづくりの目標・個性を活かした圏域ごとのまちづくり」を掲げ、さらに、具体的な施策の柱となる「施策の大綱」を記載している。

計画のローリングスケジュール



〈第四期長期計画とは〉

長期計画は本市の場合、基本構想の策定とあわせて策定されるもので、市議会で議決された基本構想の理念に基づいて、具体的な施策や事業などを示した計画期間 10 年の計画である。長期計画は財源に一定の裏づけをもつ前半 5 年間の実行計画と、将来的に実施すべき事業として、後半 5 年間の展望計画によって構成されている。

(3) 計画策定の方法と手順

調整計画の策定にあたっては、より多くの市民の参加を得る目的で、策定委員会設置に先立ち、分野別市民会議を設けた。第四期長期計画の 5 つの行政分野ごとに公募市民が市民の視点から論議を行い、その結果を提言書としてまとめた。提言書の内容は、これまで行政の視点からは気づけなかった問題点や課題を含んだものとなっており、多くの点で調整計画に反映されている。

策定委員会にも従来のように学識経験者だけでなく、各分野別市民会議より推薦された市民委員を策定委員として加える方式を採用した。策定委員会に公募を通じた市民が参加するのは、初の試みである。また、策定委員会は原則公開で行われたが、これも初の試みである。この新たな策定方式を定着させるためには、市



第四期長期計画調整計画市民会議（都市基盤分野）

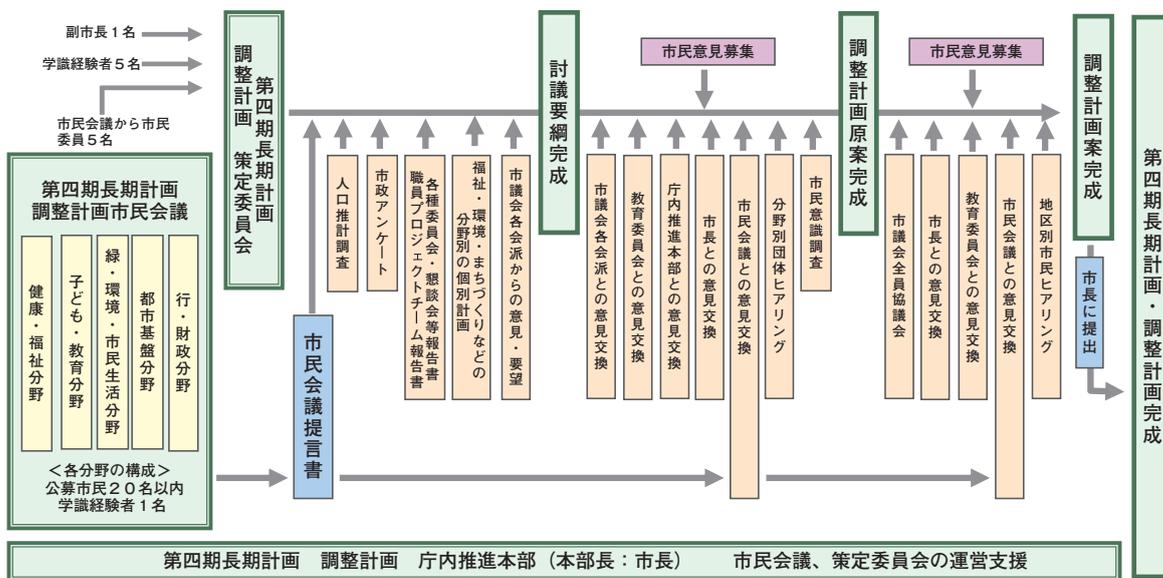


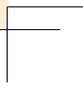
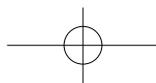
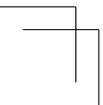
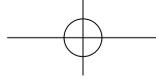
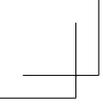
第四期長期計画調整計画策定委員会（市民団体ヒアリング）

民、行政の意識改革と理解が重要である。

この調整計画策定過程を通してのお互いの成長こそが、今後ますます盛んになる市民と市との真の協働につながるものと考えている。

第四期長期計画・調整計画 策定手順





第1章

これまでの成果と 情勢の変化

第1章 これまでの成果と情勢の変化

I 社会を取り巻く情勢の変化

(1) 地方分権の進展

地方分権は国と地方の関係を対等・協力関係へ大きく変え、自治体の自立性を強化するものである。市民に対する責任も今まで以上に問われると同時に、自治体運営にはより一層高い経営能力が求められている。

また、三位一体の改革は市の財政に変化をもたらしている。本来、地方財政の強化をもたらすべき改革が、武蔵野市のような財政が比較的豊かな自治体にとっては、逆に補助金の削減や市民税収入の減少をもたらすことにもなる。市の財政基盤の強化を行う必要がある。

(2) 福祉・保健分野での制度改正

平成17年から18年にかけての介護保険法改正や障害者自立支援法施行など、国の制度改正が行われた。また、平成20年4月からは後期高齢者医療制度もスタートする。これらの制度改正は、日本の社会保障制度維持を目的としたものであるが、同時に、市民の負担感が高まっている側面もある。

(3) 環境問題の深刻化

世界各地で、地球温暖化による異常気象や都市のヒートアイランド化に伴い、市民生活にも影響が出始めている。二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が平成17年2月に発効し、平成20年から平成24年までの間に温室効果ガスを平成2年のレベルから6%削減させなければならない。武蔵野市においても、環境に対する負荷を軽減する施策をさらに強化する必要がある。

(4) 都市防災対策の必要性の高まり

平成16年10月に発生した新潟県中越地震や平成19年7月の新潟県中越沖地震など、自然災害が目立つようになった。本市においても、平成17年9月の集中豪雨では深刻な浸水被害が発生した。今後、武蔵野市での自然災害が起こるリスクに対し、さらに一層の備え

を行う必要がある。

(5) 都市基盤の更新と慎重な行財政運営の必要性

武蔵野市は、上・下水道などの都市基盤整備を早期に完成した。近年これらの都市基盤も老朽化が進み、上・下水道、小中学校、クリーンセンターなどの施設に更新時期が迫っている。さらに、文化施設、スポーツ施設なども、大規模改修が必要な時期に至っている。リニューアルには膨大な経費負担が見込まれるため、慎重な行財政運営が必要である。

(6) コミュニティに対する期待の高まり

家族の変容や超高齢社会の到来などにより、地域の中で孤立しがちな市民を見守る地域コミュニティの役割に対する期待が高まっている。一人暮らしや高齢者世帯が増え、地域のつながりが薄れる中、地域住民が安全感・安心感を持って暮らせるようなコミュニティづくり、多様な「居場所」づくりを求める声も広がっている。

(7) 都市型居住の需要の増大

武蔵野市も都市型居住の需要の高まりや規制緩和などの影響を受けている。市内においても工場や社宅などの跡地でのマンション開発、あるいは公団の建替えによって人口が増加した。良好な居住環境づくりの体制整備とともに、今後も予測される大規模マンション開発に対する備えが必要である。

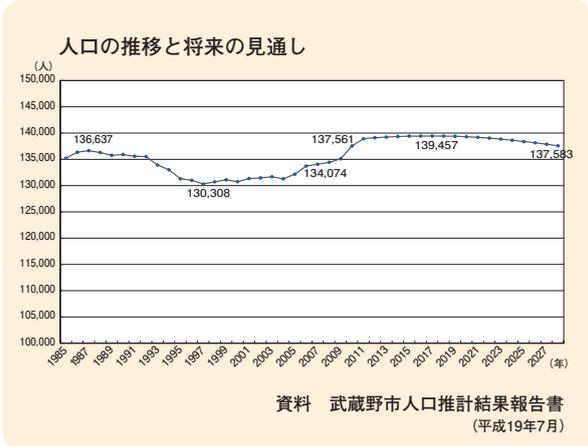
II 武蔵野市の現況と将来

武蔵野市は、東西6.4km、南北3.1km、総面積10.73km²の中にJR中央線など3駅を持ち、都心に近く、生活圏に恵まれた近郊住宅都市であるとともに、吉祥寺という有数の商業集積を持った、生活しやすい魅力のあるまちとして知られている。武蔵野市に住みたいと思う人も多く、住宅地・商業地ともその環境は高い評価を得てきた。

(1) 人口

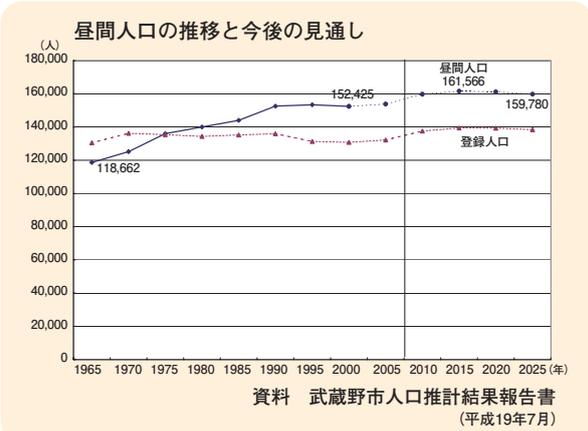
武蔵野市の人口は、昭和39年5月に初めて

13万人台に達し、それ以降、安定していたが、一時、緑町公団や桜堤公団の大規模団地建替えに伴い減少し、平成8年には13万人を割った。しかし、平成10年以降、特に大規模団地の建替え完了に伴う戻り入居や、企業などの社宅や工場移転跡地での大規模なマンション建設などにより、徐々に人口は回復し平成20年1月1日現在で、13万4,253人に達している。



本市の人口の特徴として、単身世帯が多いことが挙げられ、平成20年1月1日現在、平均世帯人員は1.92人と全国でも低位の水準になっている。これは高齢化とともに、20歳前後を中心とする若者世代での転出入の多さによる極めて高い人口の純移動率が原因となっていると考えられる。このことの影響もあって、平成18年の合計特殊出生率は0.89と低く、前年の0.77よりは上昇したものの、全国平均の1.32と比較すると依然大きな差が見られ、多摩地域では最低の数値である。

高齢化の進展は今後とも見込まれるが、65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は、平成20年1月1日現在、東京都の平均に近い19.2%に達している。



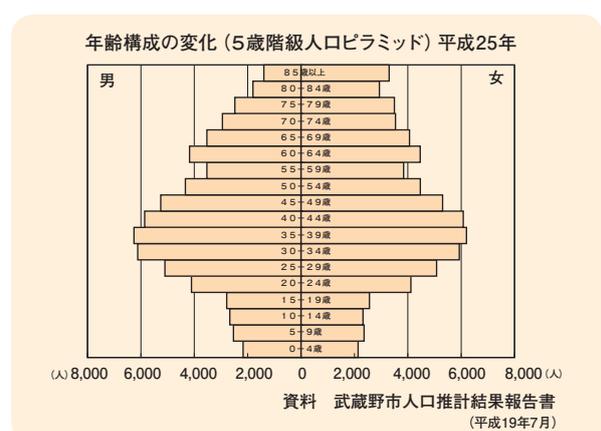
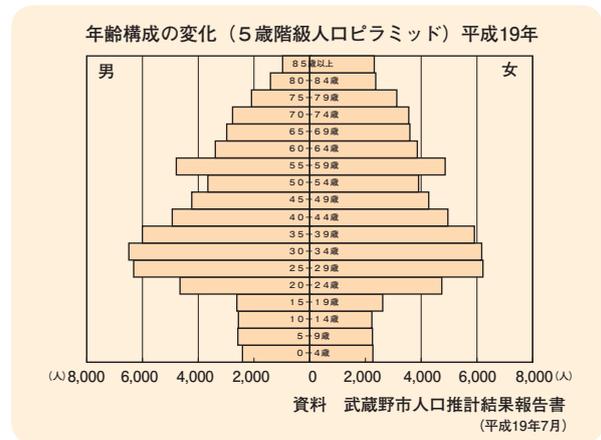
人口密度については、平成17年国勢調査によると、1km²あたり1万2,816人と、東京23区を除けば埼玉県蕨市に次いで全国第2位の過密状態となっている。

また、近郊住宅地でありながら、吉祥寺という繁華街や多くの事業所・大学などを抱えているため、周辺都市に比べ、昼夜間人口比率が112%と高くなっていることも特徴である。

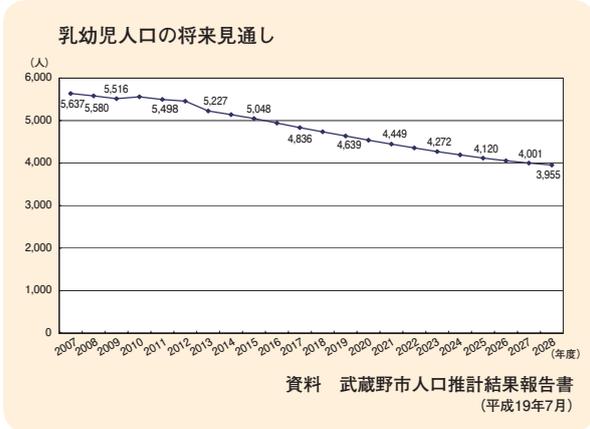
平成19年の将来人口推計によると、主に今後に予定されるいくつかの大規模なマンション建設によって、平成29年の武蔵野市の人口は約14万人に達し、その後は緩やかな減少が見込まれる。

こうした中で、高齢者の割合はますます上昇し、本調整計画最終年度にあたる平成24年度中には、65歳以上については20.4%、75歳以上については10.7%に達すると見込まれている。これに伴い、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯も増加し、平成22年には、それぞれ約6,000世帯、約5,200世帯に及ぶと予測されている。

一方、0歳から4歳までの人口については、大規模なマンションの完成による市内への



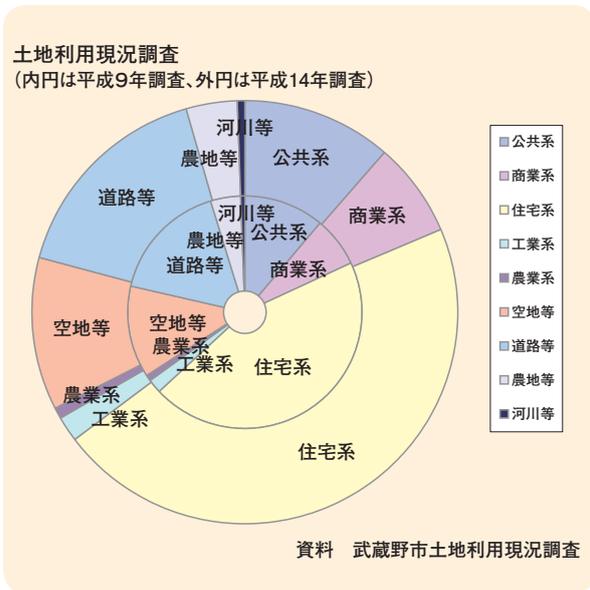
ファミリー層の転入などによる一時的、あるいは地域的な増加も見込まれるものの、全体としては今後も引き続き減少傾向となるものと考えられる。



(2) 土地利用

平成14年に都が実施した土地利用現況調査によれば、本市の面積1,073haのうち、施設系用途を主とする「公共系、商業系、住宅系、工業系、農業系（農業施設用地）」の面積は723.56ha、67.4%を、他方の「空地等、道路等、農地等及び河川等」が349.44ha、32.6%を占めている。

前回の平成9年調査結果と比べると、「公共系、商業系、住宅系」の面積が増えた一方で、「工業系、農業系、空地等、道路等、農地等」の面積が減少しており、住宅系などへの土地利用が進んだ。特に住宅系では1.2ポイント、商業系が0.3ポイント増加した一方、空地等が1.0ポイント、農地等が0.3ポイント、工業系、農業系がそれぞれ0.1ポイント減少した。



住宅系への用途転換の傾向は、高い環境水準を持った近郊都市への居住ニーズが続く限り、これまでの傾向が続くものと考えられる。それだけに、まちに変化を及ぼす大型マンションや大規模店の進出・立地など、新たな開発に対しては、明確な方針に基づく的確な対応が望まれる。

(3) 産業

平成16年現在、武蔵野市の事業所は総数7,582であり、その内訳は小売業を中心とする商業が約27%、飲食業が約19%、そして不動産業、医療・福祉関係、教育・学習関係がこれらに続いている。概ね小規模であり、ほぼ80%が10人未満となっている。

農家・農業従業者の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
農家戸数 (単位:戸)	91	89	89	87	85	87	84
農業従事者数 (単位:人)	244	238	236	234	232	237	227

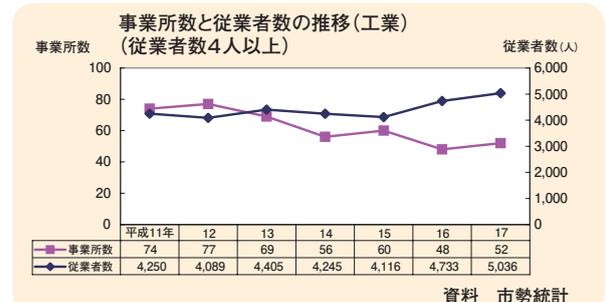
農業面積の推移

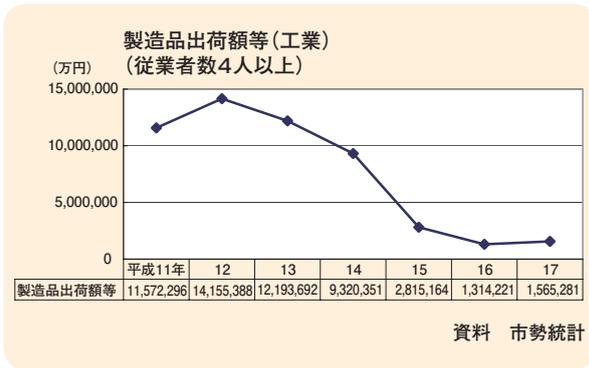
	平成11年度	平成13年度	平成15年度	平成17年度
農地面積 (単位:ha)	38.07	37.91	35.77	34.75

資料 武蔵野市農業振興基本計画 (平成18年11月)

本市の農業については、平成17年現在、農家数84戸、農業従事者数227人の状況で露地・施設野菜中心の営農を行っている。しかし、都市内農業の再評価の中にありながらも、この数値は年々減少を続けている。関前から境地区にかけて多く分布する農地も、自己用住宅、共同住宅や駐車場などへの転用が多く、面積は34.75haと漸減状況にある。

本市の工業は、近郊住宅地のイメージが強い中、印刷、電気機械器具、食品加工などを主に、事業所の大半が従業者20人を割る小規





模な状態で成立してきた。近年は市内の比較的大きな工場の閉鎖、生産機能の市域外移転などの影響を受け、製造品出荷額を見ても平成12年の約1,416億円から、平成17年には157億円に低下した。こうした状況を捉え直し、次世代に向けた産業の体質転換と活性化を図るため、地理的条件や知識情報の集積の活用による、新たな都市型のコンテンツ産業、文化産業などの起業や誘致をはじめとする積極的な取り組みが期待されている。

本市の商業については、小売業の年間販売額が平成16年で約3,010億円となり、その中心となる吉祥寺での売り上げは約2,000億円と東京都でも極めて高い水準にある。しかし、事業所規模では、半数以上が4人以下と小規模・零細であり、その数も年々減少の趨勢にある。平成17年現在、市内の商店会は52を数えるが、その数自体の減少とともに、空き店舗数の増加や高齢化、後継者不足など近隣型の路線商店街として様々な問題を抱え、いずれも厳しい状況に直面している。

さらに、昨今の立川、三鷹駅南口、武蔵小金井など周辺地域での発展動向は著しく、今後本市商業に及ぼす商環境の変化、近隣都市間や市内各商店街間での競合の激化などの影響の大きさは計り知れないものと予測される。



この中であって、広域商業の核である吉祥寺、大規模開発の進みつつある三鷹駅北口、そしてJR中央線高架化の完成間近な武蔵境それぞれについて、近い将来、強力な振興対策とその具体化が強く望まれる。

商店会数と会員数の推移

	平成15年	平成16年	平成17年
商店会数	54	53	52
会員数	3,462	3,354	3,320

資料 武蔵野市路線商業活性化懇談会提言書
(平成18年3月)

Ⅲ 第四期長期計画の取組みの状況

第四期長期計画で「まちづくりの現状と課題、新たな視点」(『基本構想・長期計画2005-2014』44-51ページ)にあげられた9つの課題への取組み施策は、以下のとおりである。

(1) 人的サービスの質と倫理性

対人サービスの質の向上を実現するうえで何より主眼に置くべきは個人の尊厳を最大限尊重することである。

「個人の尊厳」を基本理念の一つに掲げる福祉総合計画を平成18年3月に策定した。

障害者福祉について、平成18年10月、障害者就労支援センター「あいる」を設置した。障害者の個々のニーズに応じた就労面や生活面の支援を一体的に行い、自立及び社会参加の促進を図っている。

子ども・教育分野においては、平成17年4月に教育支援センターが、既存の相談支援機関を統合し、開設された。不登校の児童・生徒への支援に重点を置き、家庭への訪問・学校への支援を積極的に実施し、一人ひとりの子どもの持つ力を伸ばす教育サポートを行っ



障害者就労支援センター「あいる」

ている。

(2) 市民パートナーシップの意義

「保健・医療・福祉の増進」「環境保全」「まちづくりの推進」などの分野で協働が進捗した。

多様化・高度化する市民ニーズに応じていくためには、市と市民、事業者などの役割分担のあり方を再検討し、協働をさらに推進していくことが求められる。

平成19年3月、NPO・市民活動団体、ボランティア団体などの活動の促進や協働の推進に向けた市の基本姿勢や施策を「武蔵野市NPO活動促進基本計画」にまとめた。

平成19年9月には、NPO・市民活動団体が出会い、相互の連携をとり、市との協働を円滑に推進するため、市役所内に「市民協働サロン」を設置した。



市民協働サロン

(3) 健全な財政運営

武蔵野市の行財政改革を着実に推進するため、中期的な行財政運営の基本方針として、「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」を、また、この基本方針の取組事項のうち、集中的に改革を要する取組事項の実行計画として「武蔵野市行財政集中改革プラン」を策定した。

これを受け、有識者と公募市民で構成する「事務事業・補助金見直し委員会」を設置し、事務事業・補助金の点検を行った。今後、市の方針を定め、事務事業・補助金の見直しを進める。

市ホームページ上のバナー広告や滞納整理の強化により、歳入を確保する対策も進めた。

事務事業の見直しも進め、積極的に民間委

託や指定管理者制度を導入して歳出削減を進めている。

職員定数については、第3次職員定数適正化計画、及び平成19年度を初年度とする第4次職員定数適正化計画に基づき、着実に定数の削減に努めている。

(4) 安全・安心のまちづくり

身近に起こる犯罪の質の変化、近年発生する大規模な自然災害など、日常生活における安全・安心に不安を持つ市民が増えている。市民の安全は警察や消防のみならず、行政と市民の協働、コミュニティの活性化によって確保される。

本市では、ホワイトイーグルの増車やブルーキャップによる見回りの強化、市民安全パトロール隊の増員など、様々な形で安全の確保を進めてきた。

震災などの災害から市民を守る拠点として、平成19年7月、防災安全センターを開設した。

地域防災力の向上のため、自主防災組織同士の連携を進めた。

災害時に、地域で安否確認や避難誘導などの支援を受けることのできるしくみを構築するため、平成19年度に災害時要援護者避難支援事業を試行した。



防災安全センター

(5) コミュニティと都市間交流

武蔵野市では、昭和46年のコミュニティ構想に基づき、全国に先駆けて市民主導のコミュニティづくりが行われてきた。

平成14年4月に施行された武蔵野市コミュニティ条例に基づき、第三者の目でコミュニティ協議会を評価するコミュニティ評価委員会が設置され、平成16年3月の第一期評価に

続き、平成 18 年 3 月、第二期評価委員会による評価報告書が作成された。

市民生活に関わる様々な課題を共有するため、市とコミュニティ協議会の共催により「市民と市長のタウンミーティング」を平成 18 年 1 月から 2 年をかけてすべてのコミュニティセンターにおいて開催した。

第四期基本構想の、「都市は単立できない」という考えに基づき、本市では、互いのよいところを学びあう趣旨で、都市・国際交流事業を展開している。

市民を主体とする事業展開を行うため、市民提案・企画型の国内交流体制の構築に向けて研究を開始した。



市民と市長のタウンミーティング

(6) 高齢者・障害者への支援

高齢者福祉分野では、平成 17 年の介護保険法改正に伴い、既存の在宅介護支援センターに併設されるかたちで、平成 18 年 4 月、地域包括支援センターを市内 3 か所に設置した。また、平成 17 年 10 月に、市内 6 か所目となる在宅介護支援センターが吉祥寺本町に開所した。同施設は、市独自のミニデイサービス・緊急一時ショートステイ事業を一体的に実施する多機能型複合施設である。

障害者福祉分野においては、平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、障害者に対するサービス体系が大きく変化した。自立支援給付及び地域生活支援事業が創設され、障害別にかかわらず必要なサービスを利用できるようになった。

(7) 家族と教育

少子化による子ども数の減少の中で、未来

を担う子どもたちのために、子育て支援や教育環境の充実を図ることは重要である。子育てや子どもの育ちについての不安や悩みの相談窓口である、子育て SOS 支援センターや教育支援センターの相談体制を強化した。

平成 17 年 3 月に第二次子どもプラン武蔵野を策定し、家庭や家族の役割を重視した事業の拡充を図った。

子どもたちが、自由な遊びの経験の中から、冒険心や自立心、生きる力を身につけていけるよう、境冒険遊び場公園の整備を進め、ミニプレーパーク事業を開催した。

グローバル化が急速に進んでいる現在、子どもたちの言語教育の充実が必要である。日本語能力の向上、考える力や表現する力を育むことを目的に、「子ども文芸賞」を創設した。



境冒険遊び場公園

(8) 家族に対する男女の責任

男女共同参画社会を目指し、「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」の体制強化を図り、市民及び団体の自主的な活動とネットワーク化を進めた。

第二次男女共同参画計画の策定のため、平成 19 年 8 月には、男女共同参画推進市民会議を設置した。

子育て世代が、仕事時間と生活時間のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、次世代育成支援対策推進法を受け、第二次子どもプラン武蔵野を策定した。保育所定員の弾力化や、私立幼稚園への支援を通じた預かり保育の推進を図り、多様な働き方に対応する保育サービスの拡充に努めた。

(9) 環境形成とまちづくり

CO₂等の温室効果ガス排出抑制対策として、市は平成12年3月にISO14001の認証を取得し、市役所組織全体の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制に取り組んだ。また、平成18年度からはクリーンセンターにおいてCO₂排出削減対策工事を開始した。

家庭のCO₂排出抑制策の一環として、太陽光発電設備の設置に対する助成に加えて、平成19年度から家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及び住宅用高効率給湯器の設置に対する助成を開始した。

新エネルギーの導入については、平成16年度には大野田小学校に、平成17年度には吉祥寺本町在宅介護支援センターに、燃料電池を設置した。また市立小学校等に太陽光パネルを設置した。

省エネルギーの推進については、ムーバス等公共交通機関の整備などにより、温室効果ガスの発生抑制を推進している。

森林等によるCO₂の吸収源の確保については、大木・シンボルツリー2000計画を推進し、屋上緑化などにより、吸収源の確保に努めている。

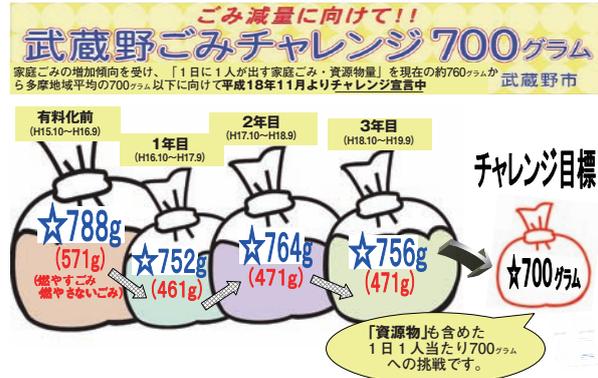
これとあわせ、ごみ排出削減にも積極的に取り組んだ。

1日に1人が出す、家庭ごみ、資源物の量に着目し、「武蔵野ごみチャレンジ700グラムキャンペーン」を行い、ごみ減量へ向けた取り組みを行っている。

市内の緑は徐々に減少しつつある。豊かな自然環境を保全育成するために、仙川リメイク事業を進めたほか、公園用地の取得など緑を次の世代へ残すための取り組みを行った。

「農業ふれあい公園」「境冒険遊び場公園」など生活に根ざした個性的な公園づくりを進め、快適な都市環境づくりに取り組んでいる。

公共施設の適切な維持管理を計画的に行うため、学校改築計画、下水道総合計画の策定に着手した。



第2章

調整計画の 基本的な考え方

第2章 調整計画の基本的な考え方

I 調整計画全体に関わる基本的な視点

第1章にみた、社会情勢の変化、これまでの市政の進捗から判断して、本調整計画の策定にあたって留意すべき基本的な視点として、以下の3点があげられよう。

その第一は、武蔵野市も本格的な成熟期に入ったという認識である。

国全体では、人口を見ても、経済を見ても、財政を見ても、かつてのような右肩あがりの傾向から、低成長に移行した。このような構造のもとにありながら、他方で少子高齢化への対応など、行政需要は減るところか増大している。行政の一層の簡素化・効率化とあわせて、市民の課題解決能力を高め、さらに協働を促進する視点を大胆に導入する必要がある。

具体的には、今後ますます多様化する市民ニーズに対して、新たに都市基盤や施設を「つくる」前に、既存の都市基盤や施設を有効に「使う」「保つ」ことを考え、「施設づくり」から「サービス内容」重視へと発想を転換することが求められる。さらに、市と市民の協働を促進するための共通のルールづくりも必要となっている。

比較的豊かな財政力に支えられた武蔵野市は、環境づくりや社会資本形成に努め、全国のモデルとされるまちづくりを進めてきたが、この段階で、一度立ち止まり、長期的な視野から将来の都市像や都市づくりの戦略について広く議論を起こすべきである。このような視点を、市と市民で共有することは、武蔵野市の将来発展への意欲を創出するに違いない。

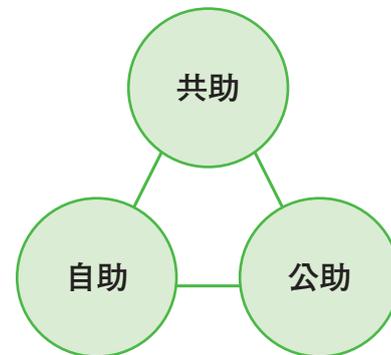
この段階での市政運営をさらに難しくしているのは、60年前の市制施行後の初期に整備された都市基盤設備や施設が、大規模修繕や再整備の時期を迎えようとしていることである。都市リニューアルの時代に向けて、財源確保の方策、新しい事業執行のあり方を視野に入れる必要がある。

第二は、リスク回避や持続可能性（サステナビリティ）の視点の重要性である。

これは様々なレベルで重要性を持つ。まず、個人のレベルのリスク回避・持続可能性とは、

誰もが安心して住み続けられる支援の必要性である。

暮らしの豊かさやゆとりが語られる武蔵野市でも高齢化の進行、税制・社会保障制度の改正による負担感の高まり、子育て不安、いじめや不登校の発生などにより、地域社会の日常に疎外や孤立を感じる市民が見出される。それが少数であっても、思いやりと公共性の原点に立ち返り、自助、共助、公助のバランスを取りながら、地域への信頼や支えられ感の回復に向かって社会的支援を行う。ミニマムな生活保障などセーフティネットの仕組みを整備する必要がある。



コミュニティのレベルでのリスク回避・持続可能性の課題には、まず「安全・安心」な地域づくり、すなわち災害発生などの非常時への準備や防犯体制の確立などがある。

さらに、あらゆる世代の健康・保健の増進、次世代を担う市民の育成、良好な住環境の維持、ごみ減量化の推進などは、武蔵野市が将来にわたって持続して発展していくための必須の条件であり、今後とも重点的な課題として取り組む必要がある。

もう一段マクロな観点からのリスク回避や持続可能性の確保も、大きな課題となっている。

近年世界的に関心が高まっている地球温暖化への対応もその一つである。武蔵野市民の生活も、近年の気候変動の影響から、様々な問題に直面している。逆に市民生活が環境に及ぼす影響も無視できない。「地球規模で考え、身の回りから行動を起こす（Think Globally, Act Locally）」といわれるように、市域を越えたグローバルな視点に立って行動を起こすことが求められている。

武蔵野市がこれまで進めてきた都市・国際交流もこうした観点から再定義し、推進していく。

平和という視点も重要性を増している。武蔵野市は地域から国へ、地域から世界に広がる視野を取り込みつつ、先進的な施策に取り組むべきである。

第三の視点は、21世紀における新たな都市像の創造という積極的な課題である。

武蔵野市とその近辺には、多くの大学や研究機関が立地している。また、多様なコミュニティ活動・生涯学習活動が幅広い市民の手によって進められている。その一方で、都内でも屈指の商業集積を有する吉祥寺には、アニメやデザインなど、知識情報産業を中心とする高度な企業活動が見出される。

豊かな文化活動を展開するまち、落ち着いた住宅街でありつつ若者で賑わうまちという稀な特性は、武蔵野市の貴重な財産である。この特性を活かして、知的に成熟した武蔵野市が、これからどのような産業・文化の発信地としてさらに発展していくのかは全国の注目的になっている。

「武蔵野プレイス（仮称）」の完成がこの調整計画期間中に見込まれるが、これをひとつのバネとして新しい都市文化の創造を目指し、次世代志向ビジネスや文化産業を象徴する代表的都市としての発展を図ることが課題である。

分権と地域間競争の時代を迎えて、都市政策においても次世代に向けての活性化戦略が大きな比重を持ちつつある。市と市民が協働しながら、地域の多様な資源をお互いの知恵と創造力をもって評価し、明確な方針を立案し、活用していくことが強く望まれる。

II 調整計画の重点課題

(1) 「支えられ感」を生み出す地域福祉

少子高齢化が進む中で行政においても様々な対応を進め市民生活を支えているが、他方で地域社会の役割がこれまで以上に重要となってきた。地域社会とは何より高齢者や子育て家庭をはじめ多様な人々が生活する場所であり、普段の生活の中での人と人のつながりや支えあいが最も重要な資源である。

支えあいのネットワークが重層的に重なり、支援を必要とする市民一人ひとりを包み込むよ

うに地域社会が発展するならば、高齢者や子育て家庭は孤立することなく、自立しつつ支えられることが可能となる。そのためには、地域の様々な施設が単にサービスを提供するのみならず、ニーズを踏まえた、「頼りとされる」場所となるように真摯に取り組み、「地域の福祉力」を高めていく。

孤立しがちな高齢者や障害者を支援するために、災害時要援護者対策の事業など、地域を巻き込んだ取組みを拡充する。さらに、何らかの病気や障害などを抱えていても生活していける地域福祉を実現するには身近なところでの在宅医療体制が整備されていなければならない。

市民が年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいてその人らしい生活を続けられるように支援し、ライフサイクルを視野において、連続的かつ体系的に支援するよう努める必要がある。市は「地域リハビリテーション」の実現を理念として掲げ、保健・医療・介護・福祉・教育など、あらゆる組織や人が連携し、体系的かつ実効性の高い事業を総合的に実施していく。

子育て家庭についても、現在実施している様々な市の事業や施策を有機的につなぎ、0歳から18歳までの子どもの成長に即した連続性のある支援を行うよう事業の見直しも行いながら整備を進める。それと同時に、地域の子育て家庭の身近な交流活動が広がるように促しつつ、施設を活用した地域子育て事業を展開し、地域の子育て力を高める。

具体的には、緊急性の高い子育て支援施設の整備・サービス拡充を図り、コミセン親子ひろばや保育所などを使った子育て家庭のグループづくり、子育てを支援する人のネットワークづくりに一層力を入れて取り組む。これらの課題については、第三次子どもプラン武蔵野の策定の際に具体化を図る必要がある。

(2) 武蔵野プレイス（仮称）の開館を契機とした新たな市民文化の創造

人づくりは、学校教育のみならず生涯を通じた市民の学びの課題である。武蔵野市には、市民の生涯学習、文化創造の施設として、図書館、市民会館、市民文化会館、芸能劇場、公会堂、吉祥寺シアター、吉祥寺美術館、松露庵、スイ

ングホール、コミュニティセンターなどがある。また、武蔵野市には豊富な人的資源と文化活動の実績がある。これらを横断的有機的につなげ、市民文化の創造と発信に向けて、その基礎となる生涯学習の体系を再点検し、市が行う生涯学習事業の目的と内容を明らかにし、施設の再編成も含めた総合計画を練りあげることが望まれる。

平成22年度末の完成に向け、生涯学習機能を持つ新しい融合型施設として整備される「武蔵野プレイス（仮称）」は、武蔵境地域にある文化・生涯学習施設との関連を整理し、この地域のまちづくりの核として位置づける。武蔵境圏はもとより、市全域あるいは周辺地域に及ぶ広域的な知的創造拠点、出会いと触発による新しい文化の拠点となることを目指していく。

これを契機として、武蔵野らしい都市型市民文化の発信に努め、市民や文化団体のみならず多様な事業者との連携を強化し、新しい文化産業の育成や魅力ある都市づくりを展開していく。



武蔵野プレイス（仮称）〔室内イメージ〕

(3) 進化するコミュニティの創造

武蔵野市のコミュニティ施策は全国でも稀な歴史と実績を有し、都市における市民自治のあり方を模索してきた。平成14年には「武蔵野市コミュニティ条例」を施行し、平成17年の改正では指定管理者制度を導入し、コミュニティセンターの運営形態に柔軟性を加えるなどの制度整備が進み、いま一層の飛躍のときを迎えている。

市民間の連携は様々なコミュニティの形で実現される。地域性や地域の中の人間関係が薄まる中、地域においては防犯・防災・生活安全・福祉・子育て支援・青少年活動・教育など多く

の課題の解決がコミュニティに期待されている反面、そのための力をコミュニティがいまだに十分に備えていない面もある。

地域コミュニティや目的別コミュニティ、電子コミュニティがそれぞれの特色を活かして発展していくための支援に市は積極的に取り組む。

地域コミュニティには、路線商店街や青少年など、様々な主体が含まれることを改めて想起すべきであろう。路線商店街の空き店舗をコミュニティが活用したり、青少年の居場所や自発的な活動拠点をコミュニティの中に生み出すなどの工夫により地域の活力を高めていく方策を検討する。

地域コミュニティの核となるコミュニティ協議会については、コミュニティセンターという施設を最大限に活用し、地域づくりをどのように推進しているかについて、評価の仕組みを活用して検証を進める。コミュニティ協議会の力量を高めつつ、より進化したコミュニティの形を創り上げることが課題である。

(4) 市民協働の展開と情報の共有

地方分権の進展に伴い、基礎自治体への権限委譲が進められ、他方で市民ニーズや地域ニーズがますます多様化・高度化する傾向がある。これに応じていくためには、従来型の行政が中心となった都市経営のモデルに代わって、「新しい公共」の考え方を導入する必要がある。地域の力や市民の知恵・工夫の活用、NPOをはじめとする中間組織の活動が一層重要になってきている。

武蔵野市の自治体運営は、長い市民参加の歴史を有している。今日求められる市民協働には、市民参画の範囲や程度の拡大、市と市民の双方向性の確保が一層必要である。今後、行政だけでなく、市民自身も力量を養い、公共的課題に取り組む当事者として主体的に関わり、実質的な「市民と行政の協働」の実績を作り、あわせて制度整備を進めていくことが求められる。

平成18年度のNPO活動促進基本計画の策定を受け、平成19年9月に「市民協働サロン」が市役所内に開設され、市民と行政の協働の場が整備された。

これらを活かしつつ、武蔵野市における市民

自治の一層の発展を図る施策を積極的に展開する。協働を進めていくためには、市、市民、市民団体（NPOなど）がそれぞれ責任を負うべき領域、相互に取り組む領域の区分けを明確にし、協働の時代にふさわしいパートナーシップを築くことが必要である。

そのために最も求められているのは、幅広い情報の共有である。行政は的確で迅速な情報提供をわかりやすく行うとともに、市民は必要な情報・資料の正確な読み解き、適切な活用を努める必要がある。



NPO・市民活動フォーラム

(5) 深刻化する環境問題に対する積極的な取り組み

地球環境問題は近年ますます顕著となり深刻さを増している。本市においても、この80年間に平均気温の上昇があったとされる。

平成17年の京都議定書の発効以来、国連気候変動枠組条約のCOP13（平成19年）を経て、平成20年には環境・気候変動をテーマとする北海道洞爺湖サミットが開催されるなど、国内外の取組みが急速に進みつつある。

武蔵野市においてもこれまでの実績を踏まえて、地球温暖化対策への取組みを一層充実させていく。本市が日本全体の中で占める量的な割合はわずかであるが、本市の平坦でコンパクトな都市の特性や、一世帯あたりの車保有台数が少ない状況を活かして、できる限りの環境施策を実施し、その取組みを全国にも発信していく。

環境対策は市だけで取り組むものではなく、市民や農・商・工業を営む事業者との連携・協働が不可欠である。緑化や農地保存、省エネの徹底や自然エネルギー導入への支援をきめ細かく進めるとともに、グリーンパートナー事業の

拡大や、一般廃棄物の多量排出事業者への指導強化などを推し進める。市は周辺自治体との広域連携も含め、誘導策、規制策の両面からあらゆる施策を講じていく。

市では平成16年10月にごみの有料化を実施し、現在「武蔵野ごみチャレンジ700グラムキャンペーン」など、ごみ減量化を積極的に進めている。これからは、ごみ問題など身近な問題を含めて、地球環境の保全には市民のライフスタイルの転換こそが鍵になっていることを、強く訴えかけていく必要がある。

もう一つの課題として、これらの施策を総合的に推進するための効果的な組織構築に着手する必要がある。また、市の事業の決定や見直しに際し、目に見えやすい費用対効果の視点だけでなく、環境の視点からの評価を取り入れる必要がある。

(6) 「まちづくり条例」による課題への適切な対応と効果的な運用

武蔵野市では、他の自治体にさきがけて「宅地開発等に関する指導要綱」（昭和46年施行）などを定め、各種の関連法規に基づく行政の指導により、計画的なまちづくりや緑豊かで良好な居住環境形成を進めてきた。しかし恵まれた地理的条件や旧来の土地利用の変化を受けて、限られた土地資源に対する宅地需要や開発の動き、そしてそれらに対する市民参加も含めた調整や適正化への期待は今後も持続することが予想される。

まちづくりの基本となる事項や基準、市、市民、事業者など関係主体の責任と役割、諸手続きや参加、事業調整の仕組みを明らかにし、安心・快適な地域特性を活かし、武蔵野市にふさわしい住環境を維持・形成する。そのため、現在策定が進められている「まちづくり条例」を速やかに制定・施行する。これに即して、開発計画について市民に迅速な情報提供を行う。また、市民や地域の住民組織と行政との間に立ち、専門的な観点からアドバイスや提案を行う、まちづくり委員会やまちづくりセンターなどの中間的組織のあり方を検討し、実現に取り組む。

都市マスタープランの改定に際しては、市民参加をより進化させる形で見直しを図る。昨今の動向を的確に反映させたまちづくりの基本方

針を定め、それに基づき課題となる地区に対する施策選択を急ぐ。

武蔵野市には統一的な景観形成の考え方や指針がないため、景観条例の制定を行い、景観行政団体となり武蔵野市にふさわしい都市景観の創出を行う。また、公共施設を中心とするユニバーサルデザインの普及を重点的に進める。



まちづくりシンポジウム

(7) 三駅前地域の駐輪場（自転車駐車場）の整備と走行安全の確保

都内の放置自転車実態調査によると、吉祥寺駅前の放置自転車数は、平成17年度は都内でワースト8であったが、平成18年度はワースト5となり、この問題の深刻さが浮き彫りになった。これまでの市政アンケート調査でも、常にニーズが高い項目にあげられている。平成19年度実施の市民意識調査でもニーズ得点（重要度が高く、かつ満足度が低い：22ページ参照）が最も高い項目にあげられた。

環境負荷が少なく、健康づくりにも役立ち、利便性の高い移動手段として優れている自転車ではあるが、環境整備が立ち遅れているためにこれらのメリットを活かす妨げとなっており、様々な問題を引き起こしている。

「おしゃれなまち吉祥寺」に放置自転車は似合わない。歩道上に設置された駐輪場も景観や歩行者の安全を損なっている。吉祥寺駅周辺の放置自転車問題の解決は、地下利用も含め、抜本的な検討をする必要がある。

三鷹の北口駅前に建設が予定される民間大型複合ビルには、「宅地開発等に関する指導要綱」に基づき、市は自転車1,500台分の公共駐輪場の提供を受ける。しかし、三鷹駅北口も自転車の乗り入れ台数が多く、駐輪問題の抜本的解

決を図る必要がある。現在平置き駐輪場として使用している駅前の市有地を含め、北口駅前の総合的な計画を早急に検討する。

武蔵境駅周辺については、かねてより市外からの利用者が多いが、今後さらに増加が見込まれる。借地に設置されている駐輪場も多数あることから、新たな用地の確保、ならびにJR中央線高架下を利用した駐輪場整備も進める必要がある。

駐輪場の設置について三駅周辺のいずれにおいても、引き続き商店会やJRなどに協力を要請していく。

また、幅員のある道路に自転車レーンを設置するなどの環境整備や自転車走行のマナー向上を図ることで自転車と歩行者、車の共存を可能にし、「環境にやさしいまち」「利便性の高いまち」「歩いて楽しいまち」の理想を実現していく。



通行の妨げとなっている放置自転車

(8) 都市リニューアルを見通す行財政への転換

市民にとって住み続けたい魅力あるまちとして発展していくために、都市環境と都市基盤の充実是不可欠な要素である。武蔵野市は、井の頭公園に代表される自然と都市の利便性の高さが共存する素晴らしい環境にあり、都市基盤も市制施行後の早い段階で整備に着手し完了している。しかし、都市基盤は維持補修の段階から大規模改修・再整備の時期を迎えており、これには膨大な経費がかかる。また、三駅圏で个性的なまちづくりが展開されようとしている現在、武蔵野市としての総合的な方向を見極めて都市のリニューアルを進めていくことが求められる。

現在まで武蔵野市の財政力は他の自治体に比べて比較的高い水準にあり、その豊かな財政力に支えられ、都市基盤整備や各種施設整備など

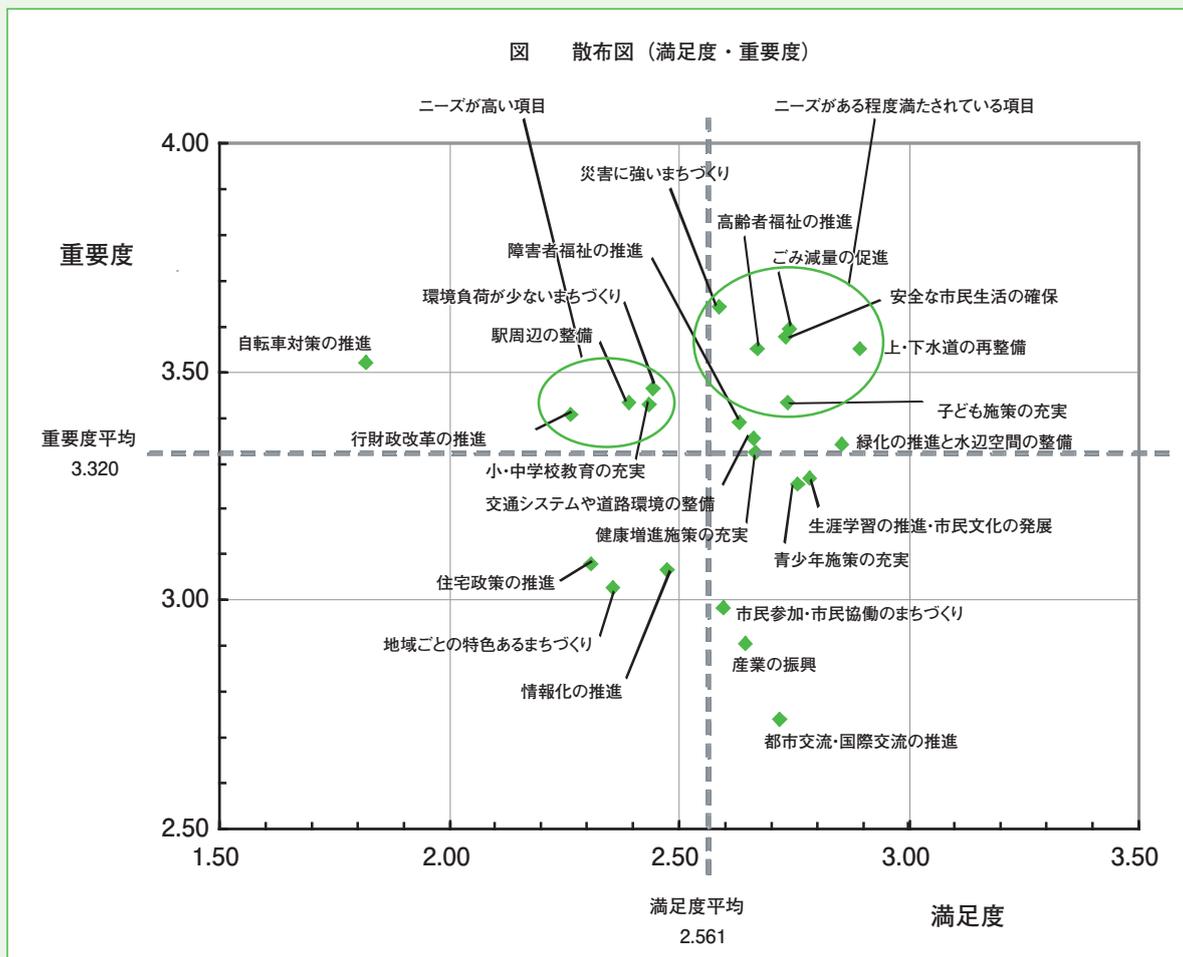
市民生活環境の向上に向けた施策を実施してきた。しかし、マンション開発による人口の増加によるニーズへの対応、少子高齢化に伴う行政需要の拡大、三位一体の改革に伴う市民税や補助金の収入減が見込まれ、現在の行政サービス水準の将来にわたる維持・向上については楽観を許さない。

今後は行政組織・人事体制・事務事業などの抜本的な見直しや民間企業の経営手法なども視野に入れた事業執行のあり方の検討がさらに必要である。武蔵野市の発展を今後も持続可能にするため、大胆な行財政運営の視点を切り開く時期に来ている。

参考 ニーズ得点

下図の散布図は【満足度】を横軸に、【重要度】を縦軸に 23 項目の位置を描いたものである。図の左下に位置するほど重要度が低く満足度も低い項目であることを、逆に、図の右上に位置するものほど重要度が高く満足度も高い項目であることを意味している。また、左上に位置するものは、重要度が高く満足度の低い項目であることから、【ニーズ得点】の高い項目であるといえる。

散布図において、左上（重要度が高く、満足度が低い）に位置するのは〔自転車対策の推進〕や〔環境負荷が少ないまちづくり〕、〔駅周辺の整備〕、〔小・中学校教育の充実〕、〔行財政改革の推進〕などであり、これらはニーズ得点の高い項目である。一方、〔ごみ減量の促進〕、〔安全な市民生活の確保〕、〔上・下水道の再整備〕、〔高齢者福祉の推進〕、〔子ども施策の充実〕は、右上（重要度が高く、満足度も高い）に位置し、ニーズがある程度満たされている項目であることがわかる。



資料 武蔵野市民意識調査
(平成 19 年 11 月)

第3章

施策の体系

I 健康・福祉

健康で暮らしつづけるための施策

「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」の策定

健康増進施策の計画的推進

医療ネットワークの充実

妊婦健康診査の拡充

市民こころの健康支援

食からはじめる健康づくり

就労・自立支援と社会参加の推進

高齢者・障害者の就労支援

高齢者・障害者の地域活動と社会貢献の促進

障害者自立支援法への取組み

地域で支えあう福祉のまちづくり

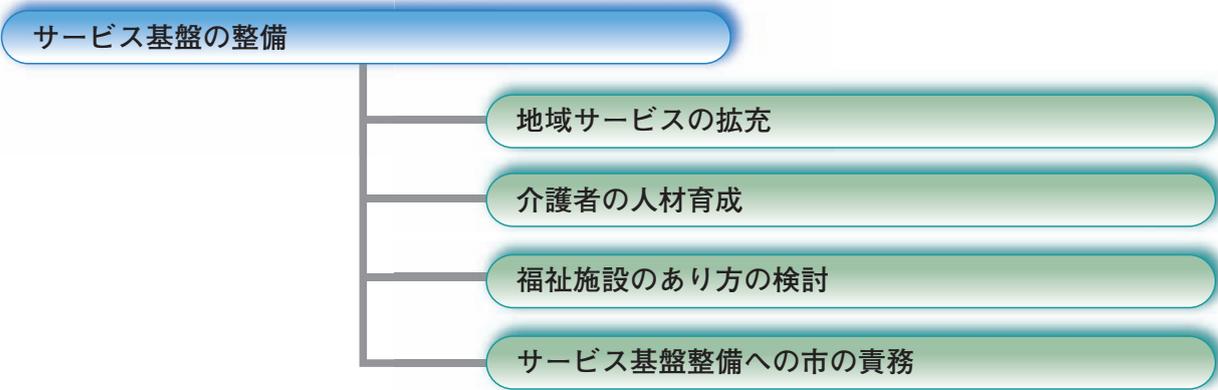
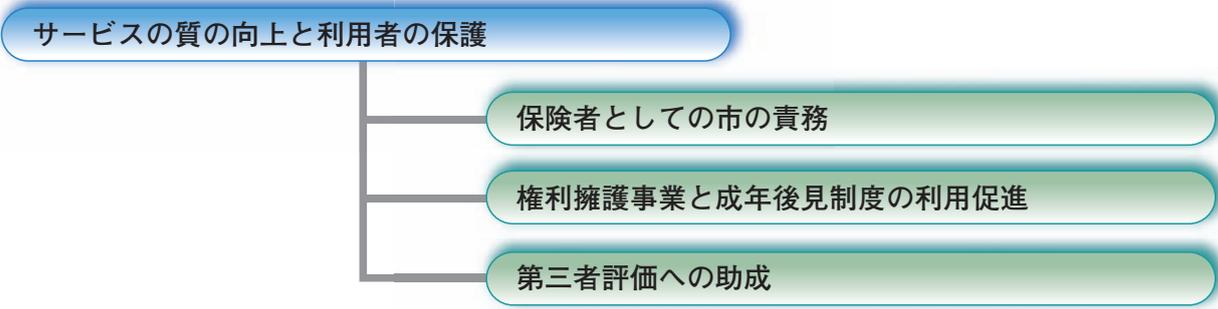
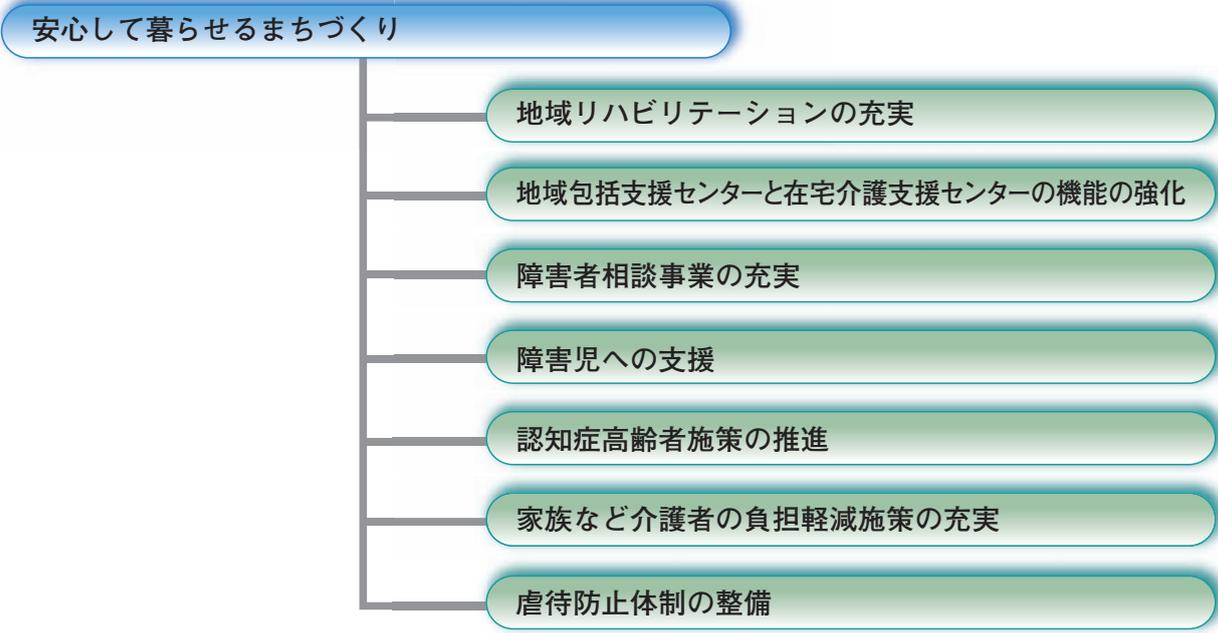
市民が主体となる地域福祉活動の推進

心のバリアフリーの推進

地域の安全・安心の確保

ふれあい・ボランティア活動の促進

地域福祉活動への支援



第3章 施策の体系

I 健康・福祉

「第四期長期計画」策定当時と比べ、健康・福祉の分野では、国の社会保障制度改革により、年金、介護、医療の各分野における増大しつつある国民負担のあり方を中心とした見直しが進み、介護保険法の改正と障害者自立支援法の施行という大きな変化が起きている。

また、税制改正と同時期に定率減税が廃止されたことによる税負担増や、後期高齢者医療制度が導入されることにより、将来に不安を抱く市民がいることも事実である。

安心して暮らすことができ、充実した生活が送れる「福祉のまちづくり」を実現するために、以下の視点が重要である。

- ①行政と市民の責任と役割を明確にする。持続可能な社会を実現するためには、国・都・市といった行政間の役割分担を明らかにするとともに、市民も持てる力を発揮し、「福祉のまちづくり」を進める。
- ②生活不安を解消するための仕組み・目標を提示する。特に、認知症のある高齢者や障害者及びその家族も「安心して暮らせる」「充実した生活が送れる」まちづくり、環境整備を進める。
- ③一人ひとりの生活にあわせたサービス提供をする。武蔵野市の福祉が目指してきた、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる施策を推進し、一人ひとりの生活に合わせてサービスが提供できる柔軟な制度の運用を継続・発展させる。



1 健康で暮らしつつづけるための施策

国が実施する医療制度改革の一環として、平

成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健診・保健事業が再編される。また、後期高齢者医療制度が開始される。ライフステージの各段階において、市民の健康をトータルに支援していくという市のこれまでの理念を堅持しつつ、制度改革が市民の健康づくりの増進につながるよう事業の展開を図っていく。

普段から市民自らが自分の健康に関心を持ち、健康保持・増進に努める活動がもっとも基本である。健康づくり支援の事業を拡充し、市民の健康増進活動を支援していく。

(1) 「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」の策定

市では、平成18年3月に「武蔵野市福祉総合計画」を策定し、当該計画に則って福祉施策を推進してきた。平成20年度は高齢者計画（高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画）及び障害福祉計画（障害者計画）の改定時期にあたり、また、平成16年度からスタートした健康推進計画も改定時期を迎える。これらの計画について、福祉施策、健康施策を総合的な視点から再構築することを目的として、平成21年度を初年度とする「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」を一体的に策定し、より市民生活の現状に即した施策を展開する。

(2) 健康増進施策の計画的推進

市民の健康増進は、乳幼児から高齢者まで、幅広い範囲を対象とするものであり、各関係部署の連携が実効性のある施策に結びつくものでなければならない。

国の制度改革によって平成20年4月から生活習慣病予防に特化した特定健康診査・特定保健指導が始まるが、これまで市が実施してきた事業等の水準低下とにならないように配慮し、整合性を確保するように努める。

市は、保健事業を総合的かつ円滑に推進するために、(財)武蔵野健康開発事業団との連携を強化する。その方策として、経験豊かな専門職の確保及び育成を行い、健康開発事業団に多様な専門職を配置し、幅広い視点から質の高い業務が実施できるようにする。市として、関係

部署を横断して必要に応じて専門職が事業を担うなど、柔軟かつ効率的な運用の検討が必要である。

市民の健康づくりを総合的にコーディネートするために保健センター内に設置された「健康づくり支援センター」の事業を整理・充実させ、健康づくりの拠点として拡充していく。市内各地域での健康づくりに関する集会の開催など、市民の健康増進活動を支援する。

また、介護保険法による事業のみならず、運動機能の向上など、高齢者の健康づくりを進めることで、結果として介護予防としての効果が高まるような仕組みを目指す。若いころからの健康づくりやスポーツ活動もあわせて推進する。



健康づくり支援センターが実施する出前講座

(3) 医療ネットワークの充実

市民の健康維持を支援し、安心を確保するためには、病床確保やチーム医療など、必要な医療を身近なところで適切に供給できる体制の整備が重要である。

医療処置の必要な在宅高齢者が増えることが予想されるため、緊急時に際しても適切な医療が受けられるような体制づくりを目指す。地域の中核病院である武蔵野赤十字病院を中心とした、医療ネットワークの充実、24時間安心して在宅療養できるための医療機関のネットワークづくりを市としても支援していく。

(4) 妊婦健康診査の拡充

妊婦健康診査は、妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図るとともに、流・早産、妊娠中毒症、子宮内胎児発育遅延の防止などを目的とし実施している。公費負担による受診を拡大し、妊娠、分娩上のリスクの早期発見による安全な出産に

つなげる。

(5) 市民こころの健康支援

ストレスから身を守り、こころの健康を維持することは、市民にとって共通の課題となった。こころの問題を抱える本人、家族などへの定期的、継続的な相談体制を整える。また、自殺対策基本法の趣旨も踏まえ、メンタルヘルスに対する市民の意識向上と知識の普及を図り、すべての市民がこころの健康を実現できる社会を目指す。

(6) 食からはじめる健康づくり

すべての市民の健康の基礎に「食」の問題がある。それぞれのライフステージで健康を保つためには、栄養、安全性、環境などの視点から「食」について考え行動する習慣や能力を市民が養うことが大切である。

「食」を取り巻く社会環境が大きく変化し、これまで長く培われてきた「食文化」も大きく変わりつつある。多忙な生活ゆえの不規則な食事の習慣化、自分で調理をせずに市販品で済ませる食生活の広がり、子どもや高齢者が独りで食事をする「孤食」の増加など様々な問題が指摘されている。

そのような観点から「食」についての市民の意識を高め、新しいライフスタイルに見合った健康な食生活の創造と啓発に努める。

2 就労・自立支援と社会参加の推進

(1) 高齢者・障害者の就労支援

高齢者や障害者の地域における自立と社会経済活動への参加を促進するため、高齢者・障害



シルバー人材センター

者の就労支援体制の整備を行う。また、介護などの地域サービスでの柔軟な就労の場を提供するなど、新しい就労支援のあり方を検討する。

高齢者・障害者の一般就労の支援については、国や都との役割分担を踏まえつつ、就労機会を拡大させる方策を検討する。

シルバー人材センターは、高齢者の就労と生きがい活動を推進している。その活動の強化を支援し、新たな職場開拓など就労機会の拡充を図る。

障害者の就労を進めるため、個人の能力・特性にあわせた支援を行う。市は、障害者就労支援センター「あいる」とともに、労働、保健、教育などの関係機関と連携をとり、就労支援ネットワークを構築する。

一般就労が困難な障害者については、通所事業を運営する法人の協力を得ながら、市内通所施設の事業の拡充を支援し、福祉的就労の場を確保する。小規模作業所については、障害者自立支援法の改正動向を踏まえつつ、必要な支援を行う。

(2) 高齢者・障害者の地域活動と社会貢献の促進

高齢者や障害者が生きがいを持ち、健康に暮らしていくためには、地域活動への参加を支援する施策が重要である。

高齢者や障害者が、学校や地域でボランティアをする機会を設け、市の歴史や自身の体験を次世代に伝え、地域づくりに貢献する機会をつくる。

中学生との世代間交流事業である高齢者パソコン教室や、境南小学校でのふれあいサロンの活動を他校にも広げる。

高齢者に対する趣味・文化・スポーツ活動などを推進し、生きがい増進を図る。また、高齢者の参加しやすい事業や興味、関心を持てる講座について検討し、実施する。

障害者（児）については、健常者（児）とともに集い、相互のつながりを広げる様々な活動を支援していく。

(3) 障害者自立支援法への取組み

市は、平成19年度から自立支援医療の診断書料助成制度等の開始や、精神障害者向け機関紙「こころのつながり」の発行など、支援費制

度の対象外であった精神障害についても市独自の施策を先進的に行った。

障害の別にとらわれることなく、個々人の障害特性に配慮しつつ、これまでのサービス水準を下げることをしないよう、地域の実情や条件を踏まえた施策を引き続き展開していく。また、障害者自立支援法に関する国や都の動向を見据えながら、必要な働きかけを国や都に対し積極的に行っていく。

3 地域で支えあう福祉のまちづくり

武蔵野市は、老人食事サービスの実施を皮切りに、他市にさきがけて、市民が高齢者や障害者の生活支援にかかわる仕組みを作ってきた。これらを通じて、市民は高齢者や障害者とふれあい、学びあう機会を得た。そして、地域における医療・保健・福祉の現状について知ることが出来た。

市民が培ってきた福祉の風土を活かし、生活支援の場への市民参加により、地域で支えあう福祉のまちづくりが推進されるよう、参加のあり方やバックアップ体制を工夫する。

(1) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

高齢者、障害者を含めすべての市民が安心して暮らせるまちづくりを推進していくうえで、武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）の役割は大きい。市は、市民社協と連携を強化しつつ、NPO、市民団体などの活動が充実するよう支援する。より多くの市民の参画を促しながら、一層豊かなまちづくりを進めていく。

その一環として、「地域福祉活動推進協議会（地域社協）」への支援を通じて、地域における見守りなど助けあい活動に取り組んでいく。

高齢者や障害者が心身の健康を保つためには、「外出する」「集う」「役割を得る」機会を得ることが重要である。たとえば、居場所づくりのために、コミュニティカフェなど市民が主体となった地域福祉活動を支援していく。

(2) 心のバリアフリーの推進

すべての人が人権と生き方をお互いに尊重しあい、ともに生きる社会を実現するには、啓発活動の推進が必要である。障害者や高齢者に対

する理解が市民の間に育まれるように、交流事業や講演会などを実施し、市民意識の啓発を図り、地域における心のバリアフリーを実現していく。

(3) 地域の安全・安心の確保

地域社協は、一人暮らし高齢者などの安否確認や日常生活の不安の相談などを、地域の中で連携して解決するため、地域社協を中心に安心助けあいネットワークを展開している。

平成19年度に市は、地域社協と連携し、災害時要援護者避難支援事業をモデル事業として実施した。平成20年度以降、この事業を全市的に展開し、安全・安心のための地域ネットワークを形成する。

(4) ふれあい・ボランティア活動の促進

子どもたちと高齢者や障害者との相互理解の促進を図るため、多様なふれあいの場を提供することが重要である。

ボランティアセンター武蔵野が実施するボランティア講座や夏体験ボランティア事業など、各種ボランティア体験事業の充実を支援していく。また、学校教育におけるボランティア体験学習の支援を行う。

(5) 地域福祉活動への支援

テンミリオンハウス事業は、平成11年に開始されて以来、すでに7か所が整備され、市民の連帯による地域ケアの実現を目指している。

地域の福祉力を高めるといふ事業の目的にかなうよう、事業採択及び運営評価基準を見直し、数年ごとに公募により補助対象団体を選考することを検討する。また、各地域の実情にあわせ



レモンキャブ

て、整備目標数や事業のあり方を見直す。

また、移送サービス（レモンキャブ）事業を拡充し、外出困難者の生活の利便性を高め、閉じこもり防止などの介護予防や生きがい増進などを図る。

4 安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域リハビリテーションの充実

市が目指すべき地域リハビリテーションは、次のような支援のあり方である。

- ①すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるような支援
- ②人のライフサイクルを視野に置いた、継続的、かつ体系的な支援
- ③保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した体系的な支援

こうした理念に立ち、医療制度改革の影響など多くの課題について整理し、市民一人ひとりの実状に即した支援を行う地域リハビリテーションの体制整備を進める。

具体的には、市関連部署（高齢、介護、保健、子ども、教育分野など）の連携体制を強化し、ライフステージに応じた支援が途切れることのないような支援体制の構築に取り組む。

あわせて、医療関連ネットワークとの連携などを実現し、日常生活や社会生活の再構築支援、療育支援も含めた新たな課題に取り組む。市及び市関連機関で専門職の役割を広げ、横断的な業務を担当できる人材を育成する必要がある。

地域リハビリテーション有識者会議の提言を受けて、短期目標と中長期目標を明確にし、地域リハビリテーションを推進する。

また、地域リハビリテーションの拠点として、保健センターの拡充、障害者福祉センターの役割の見直しと充実を図り、積極的に事業を展開する。

(2) 地域包括支援センターと在宅介護支援センターの機能の強化

武蔵野市では市内6か所の在宅介護支援センターにおいて、総合相談・地域支援・権利擁護を含め、きめ細かな高齢者福祉サービスを実施

してきた。今後とも地域包括支援センターや市役所との連携を一層強め、武蔵野の福祉のレベルをさらに高めるサービス体制の構築に努める。

地域の中で高齢者が安心して生活できるよう、在宅介護支援センターを中心とした、医療・保健・福祉及び権利擁護などのサービス、市民の支えあい・助けあいネットワークなどを機能的に結びつける総合的・包括的システムの実現を着実に進める。

このような観点から両センターのあり方を整理し、それぞれが市民により身近な存在となるよう、新たな名称をつけることも含め検討する。

第四期長期計画の主な実績

★平成 17 年 10 月、吉祥寺本町に市内 6 か所目となる在宅介護支援センターが開設された。介護保険制度によらない市独自のミニデイサービス、緊急一時ショートステイを併設している。

★介護保険法改正に伴い、平成 18 年 4 月、市内の 6 か所の在宅介護支援センターの内、3 か所に地域包括支援センターが併設された。在宅介護支援センターと連携し、高齢者の在宅生活を支える介護予防の総合調整などを行うほか、保健医療機関と連携し、高齢者の健康保持を支援している。



在宅介護支援センター

(3) 障害者相談事業の充実

障害者相談事業は、相談のみにとどまることなく、中途障害者の社会参加支援や、退院促進事業の展開など支援の幅を広げていく。

そのために、市は、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターとして活動している「びーと」と「ライフサポートMEW（ミュー）」と連携する。

(4) 障害児への支援

障害児とその親などが地域での生活に困難を生じることがないように、生活全体を長期にわ

たって継続的に見守り、ライフステージの節目で支援が途切れることのないような仕組みが必要である。

市では、心身に何らかの障害のある子どもに対する早期からの療育支援体制を整備し、障害児を育てる親の不安を軽減するための相談支援などを、平成 19 年度に地域療育推進事業（療育相談室ハビット）として開始した。今後、この事業の充実を図っていく。

また、障害者総合センター内にある障害児通所訓練施設「こども発達支援室ウィズ」を都営武蔵野アパート内に移転し、定員の拡大、学齢期への移行支援などの機能拡充について検討する。

(5) 認知症高齢者施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数が増加している一方、若年認知症の問題も深刻である。認知症の人とその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症相談事業及び認知症の理解と地域での支援を促進するための啓発活動を充実させる。

認知症の早期発見・早期診断のための受診・サポート医システムの推進を図る。また、早期に個別支援を行うことで、認知症の進行や周辺症状による生活困難の発生を予防するための体制づくりを進める。

認知症高齢者を見守る事業を推進することで、家族の介護負担軽減を目指す。



認知症を知るキャンペーン

(6) 家族など介護者の負担軽減施策の充実

家族などの介護負担を軽減するため、介護に関する情報提供、介護の知識・技術の習得、福祉用具の活用方法などに関する講習会を実施し

ていく。また、介護者間の情報交換の場やインターネットを通じたネットワークづくりなどの支援を行う。

(7) 虐待防止体制の整備

高齢者や障害者が、家族などから虐待を受け、緊急又は一時的に保護をする必要がある場合、緊急一時保護施設の利用により、心身の安全を確保する。

虐待が疑われた場合や虐待を発見した場合の通報先について、市民への周知を図る。介護を行っている家族への支援を強め、虐待防止体制を強化する。市民に対する啓発を積極的に進め、虐待の起きない社会づくりを進める。

5 サービスの質の向上と利用者の保護

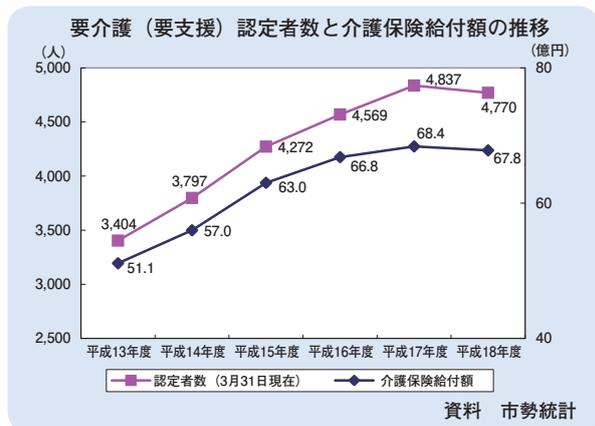
(1) 保険者としての市の責務

市は、介護保険事業の保険者として、サービスの質の向上と安定供給の環境整備に努める責務がある。

介護保険制度発足にあわせて、居宅介護サービス事業者に対して、連絡会議・研修会などを実施し、事業者間の連携とサービスの質の向上を促す仕組みを作って実施してきたが、今後もこの取組みを充実させる。

また、今後もケアマネジャーへの体系的な研修、新しい情報の提供、地区別ケース検討会での対応困難事例の検討などを行う。

要介護認定調査については、正確性・公平性を一層高めるために、公的機関による認定調査を継続し、認定調査員、認定審査会委員、主治医意見書を記載する医師に対する研修を行う。さらに、必要なサービスが適正に提供されたかどうか、給付実績をもとにケアプランの内容を



検証し、改善につなげる。

市民の介護保険制度の利用状況の把握に努め、地域の実情や条件に応じた施策の検討を進め、制度見直しに向けた国や都への働きかけを引き続き行う。

第四期長期計画の主な実績

★国は保険料の所得段階を標準モデルとして6段階に定めた。市は第3期介護保険事業計画で保険料の累進性を強化し、所得に応じてきめ細かく10段階に設定（全国で5市区のみ実施）し、低所得者の負担を軽減するように努めた。

(2) 権利擁護事業と成年後見制度の利用促進

高齢者や障害者の相談・支援体制の充実に引き続き取り組む。特に、権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進し、市民の権利を守るセーフティネットとしての機能を高める。

成年後見制度利用に際して、判断能力が十分でなく、かつ保護者のいない高齢者や障害者については「市長申し立て」による審判手続を市が行っている。低所得者が成年後見制度を利用しやすくするため、後見人などへの報酬費用助成制度を創設したが、今後は申立費用の助成制度についての検討も行い、さらに拡充する。

本市では、権利擁護事業と成年後見制度の利用促進を武蔵野市福祉公社で実施しているが、福祉公社の権利擁護センターを「成年後見制度推進機関」と位置づけ、一層の利用促進を図っていく。

(3) 第三者評価への助成

市民が福祉サービス事業者のサービスの質を知るには、第三者評価による事業者の事業内容の公表が必要である。市は、第三者評価の受審費用の一部を補助することにより、サービスの質の向上、市民に対するサービス情報の提供を推進してきたが、今後も、市民が目的に応じて質の高いサービスを選択できるように支援する。

6 サービス基盤の整備

本市では福祉サービスのあり方について、現金給付型ではなく、必要なサービス基盤を充実させる方向で施策を考え、実施してきた。

今後もこの考え方にに基づき、福祉サービス基盤の整備を積極的に進める。

第四期長期計画の主な実績

★介護保険制度施行以前は、所得に関係なくホームヘルプサービスの利用を無料とする施策を行ってきた。介護保険制度導入に伴い、利用料として自己負担が10%生じることとなり、激変緩和の観点から、居宅サービス利用促進助成事業（7%助成）を実施してきたが、所期の目的を達成したと考えられることから、平成18年6月利用分までで当該事業を終了した。

★平成18年7月利用分からは、低所得者を対象として、利用者負担額助成事業（5%助成）を新たにスタートさせた。

(1) 地域サービスの拡充

少子高齢化の進展とともに、施設介護から在宅介護へと国の政策の焦点が移るに従い、自宅で暮らす要介護高齢者や障害者が増えている。

高齢者や障害者の在宅生活を維持・充実するため、ショートステイ・デイサービス等の施設整備や福祉施設活用の方策の検討を行う。

特別養護老人ホームとして、平成20年5月に、境南町にケアコート武蔵野（仮称）72名（併設ショート8名）が開設される予定があり、さらに、平成22年度には桜堤に100名規模の施設整備が計画されており、地域サービスの拡充が期待される。

障害者のショートステイ施設として、西部地区に「桜はうす・今泉」、中部地区に「なごみの家」が設置されているが、今後、東部地区に新たにショートステイ施設が開設される。これにより、三駅圏にショートステイ施設整備が実現する。

市は、東部地区に開設される施設を、日中活動のプログラムの拡充、自立体験機能の強化、柔軟な受け入れなどを行う特色ある施設として整備し、市民ニーズに応じた幅広い事業展開を進める。

また、加齢に伴い、自宅で暮らすことが困難になる高齢者に対しては、住み慣れた地域でより柔軟な居住形態を選べるように、住み替えや共同住宅の活用・整備を研究する。

第四期長期計画の主な実績

★平成19年11月から、中重度の要介護状態となっても、夜間を含め24時間安心して在宅生活ができるよう、夜間対応型訪問介護のサービスを開始した。

①定期巡回の訪問介護②利用者の求めに応じた随時

の訪問介護③利用者の通報に応じた調整・対応するオペレーションを組み合わせたサービスを行っている。

(2) 介護者の人材育成

ホームヘルパー、ガイドヘルパーなど、介護の担い手となる人材を対象とした講習会や研修会などを実施し、人材育成や資質の向上を図り、サービス基盤の更なる整備を図っていく。

(3) 福祉施設のあり方の検討

市政を取り巻く情勢の変化を見据え、基盤整備を効果的に行う必要がある。「くぬぎ園」は建替え、あるいは大規模改修を具体的に検討する時期に来ている。くぬぎ園のあり方について具体的な検討を開始する。

障害者福祉センター内の小規模作業所については、都の補助事業の動向を見極めつつ、通所者の希望や特性に配慮して、今後の方向性を検討する。

(4) サービス基盤整備への市の責務

サービス基盤整備と利用者保護は、市の責務である。介護保険法の改正により、地域密着型サービスの事業者指定と指導監督の権限が市町村に認められた。しかし、地域密着型サービスは、市場原理のみに任せておいては計画通りの整備が進まないことも明らかになった。今後、これらの課題を含め、「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」策定において総合的なサービス提供の仕組みを検討し、積極的に整備を行う。

● 主な施策・事業の実施予定及び事業費

(単位：百万円)

主な施策・事業	年度別計画（事業費）				
	20	21	22	23	24
「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」の策定	19				
従来の水準を維持した健康診査の実施	859				
「健康づくり支援センター」の事業の整理・充実	42				
高齢者・障害者の一般就労の支援	33	33	33	33	33
地域リハビリテーションの充実					
地域療育推進事業（療育相談室ハビット）の充実	20				
「こども発達支援室ウィズ」の機能拡充	46				
認知症高齢者施策の推進	13	15	17	17	17

II 子ども・教育

子育て支援施策の総合的推進

地域社会全体で取り組む子育て支援の構築

保育サービスの拡充

子どもの安全・安心

子育て家庭への支援

第三次子どもプラン武蔵野の策定

親子のふれあいと家庭への啓発

体験事業を通じた親子のふれあい

子育ては親育て

子育て家庭への「食」の啓発

子育て支援施設の整備

保育施設などの整備

児童館のあり方の検討

境幼稚園の将来像及び泉幼稚園跡地利用

学校教育の充実

「身体・言語・自然」を重視した教育

次世代の市民育成のための教育の推進

「確かな学力」の向上

学校教育力の向上

サポート制度、相談機能の充実

学校経営体制の充実

市立学校の計画的な整備の推進

食に関する教育の充実

青少年施策の充実

青少年育成施策の拡充

自然体験事業の拡充

青少年育成環境の整備

青少年の国際交流の促進

生涯学習施策の拡充

生涯学習事業の体系化・計画化

生涯学習機会の拡充

生涯学習施設の充実

文化財の保護や活用

図書館サービスの充実

Ⅱ 子ども・教育

武蔵野市の14歳以下の年少人口は平成20年1月1日現在、総人口の10.6%にまで減少しており、次世代を育成していく力を養うことは地域社会全体の課題となっている。第四期基本構想・長期計画策定以降、教育に関する議論が高まり、国の制度も改変されたが、武蔵野市でも少子高齢社会における子育てや教育のあり方を積極的に問い直し、活力ある地域社会を築いていく必要に迫られている。

調整計画の策定にあたっては、長期計画に掲げるファミリーフレンドリーの理念を受け継ぎつつ、新たな少子化対策の視点を取り入れた施策が必要である。

子どもが育つ環境として家庭の重要性はいうまでもないが、子どもの育ちは地域・企業・行政など社会全体の責任でもある。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の見直しを含め、子育て中の家庭が社会全体に支えられているという安心感の中で、主体的・自律的に自らの家庭の子育て力や家族の絆を強めていくことが求められる。そのために、すべての子どもの育ちと学びを保障する環境を整備し、子どもの視点に立った施策を推進する。

学校の自主性・自律性を高めつつ、教育力の高い特色ある学校づくりを推進する。学校のみならず、子どもたちが抱える課題を解決するために、家庭や地域、行政が一体となって取り組んでいくことが重要である。

生涯学習社会においては、いつでも、どこでも、だれでもが学び、自己実現を目指すことが保障されなければならない。市民の連携・協働による生涯学習事業の体系づくりによって学習の機会を子どもから高齢者まで幅広く提供し、継続性のある事業展開を図る。市内や近隣に数

多くある学習施設、人的資源、文化資産を生涯学習事業に活かすとともに、学校教育との連携を深める。

1 子育て支援施策の総合的推進

少子化が進行する中での子育ては、子育て家庭の孤立や閉じこもり、子育て不安、さらには子どもに社会性が育ちにくいなどの問題が起こりやすいことが指摘されており、実際に児童虐待などが生じる背景ともなっている。

そうした中で家庭のもつ子育て力を維持し高めていくには、地域・企業・行政が様々な手法で子育て家庭を支え、子育て家庭が「支えられている」と実感できる環境整備を進めていくことが求められる。

子育ての問題は、自助と公助の意義が強調されすぎるきらいがある。自助とは家庭による自己努力であり、公助とは市などが行うサービス給付であるが、「支えられている」と実感できる環境を実現するうえで共助が果たす役割は大きい。身近な子育て家庭が緩やかに結びつき、互いに情報を共有し、支えあい、助けあうネットワークが広がることにより、子育て不安や家庭の孤立の緩和が図られ、子育て経験の乏しい親が親として成長し、家庭の子育て力を高めていくことが促される。

行政が行う子育て支援施策に共助の広がり育てる視点を加え、かつそれを幅広い市民や団体が温かく支える環境を整備することにより、家庭と地域の子育て力が着実に高まるように施策の総合化を図る。

(1) 地域社会全体で取り組む子育て支援の構築

児童虐待の防止と子育て家庭への支援を図るために市が平成16年に設置した子育てSOS支援センターでは、親子で過ごす場、子育てに関するサービスや子育てに関する施設などについての情報提供も行い、親しまれている。今後も一層の拡充を図る。

子育て中の親子の「居場所」づくり施策として、地域での共助のネットワークづくりに努め、身近な場所で親同士のつながりや支えあいが進むように支援していく。コミュニティセンターや保育所などで、子育て中の親子の遊び場事業



などを展開し、さらに、地域のグループやサークルなどが行う子育て活動の支援やその中心となる子育て支援リーダーの養成を行う。また、子育て情報交換の場としてインターネットを活用する方策について検討を進める。



コミセン親子ひろば（中町集会所）

現在、市や市の財政援助出資団体で実施している様々な子ども関連事業を横断的かつ効率的に進めるためには、子ども関連事業全体を包括的に実施することが必要である。武蔵野市子ども協会を全市域の子ども育成活動全般を支える機関として積極的に位置づけ、0 1 2 3 吉祥寺・はらっぱの乳幼児施設の運営のみならず、青少年までの関連施策にも事業を拡大する。その際、任意団体である武蔵野市子ども協会は、事業の拡大に備えて法人化を推進する。

(2) 保育サービスの拡充

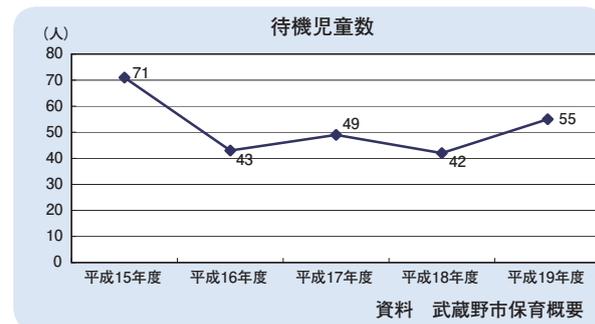
近年、大型マンションの建設などに伴う人口流入がみられ、0歳児の人口増も生じている。育児休業制度の普及もあって、育児休業終了後の1歳からの入所希望が増えている。待機児解消のため、認可保育所の誘致を進めるとともに、認可保育所の年齢別の定員見直しや弾力化を進める。

NPO、家庭福祉員（保育ママ）制度、私立幼稚園の預かり保育、認証保育所など多様な制度や仕組みを使って、待機児の解消を図る。

近年の経済情勢の変化によりますます親の就労形態が多様化する傾向があり、短時間、定曜日、夜間の一時保育などのニーズが高まっている。市のみならず様々なサービス供給主体の参入を促し、全体としてニーズに応えられる体制を構築する。

市内に9園設置されている公立保育園につい

ては、武蔵野市公立保育園改革計画（平成16年策定）に基づく改革が平成16年度から平成18年度の間、進められた。これにより一定の成果を得たものの、依然、公立と民間では児童1人あたりにかかるコストに大きな差がある。公立という設置形態を維持しながら質の向上と効率化を推進するという従来の方式を検証しつつ、様々な運営の形態を検討することも、今後の課題である。



(3) 子どもの安全・安心

近年子どもが犯罪に巻き込まれる事件が全国で相次いでいる。子どもを守る武蔵野連絡会などでの情報交換を通じ、関係機関相互の連携を深め、市内の防犯機能を強化し、不審者情報の迅速な提供などを行い、子どもの安全を確保していく。

また、青少年問題協議会地区委員会の協力のもと、「子どもを守る家」「自転車防犯帯」の普及を図り、地域で子どもを守る体制づくりを推進する。

(4) 子育て家庭への支援

市では、孤立しがちな子育て家庭への支援策として、コミュニティセンターを活用した自由来所型の「コミセン親子ひろば」を実施し、就学前の親子の交流機会を提供しているが、今後も、未実施のコミュニティセンターへの拡大を働きかける。ひろば事業は、「遊び場」の提供だけにとどまることなく、子育ての悩み・相談・遊びの指導を実施する。そのために「子育て支援推進担当」の充実を図る。

妊娠中の不安解消を図る相談事業などを拡充し、地域の子育て家庭への支援を広げていく。そのために、保育所の場や保育士経験者などを地域の子育て支援の資源として一層活用する。

図書館では、0歳と3歳児を対象としたブツ

クスタート事業をはじめとして、主に本を媒介として親子で楽しむことができる子育て支援事業の拡充を図る。

地域の中で大きな役割を果たしている私立幼稚園については、保護者と事業者双方について一層の支援を行っていく。

また、ひとり親家庭に対しては、自立を支援するための市の計画を策定する。

本市では、平成19年10月1日より「義務教育就学児医療費助成事業」を実施している。子育て支援の観点から乳幼児医療費助成と同様、所得制限は設けず、自己負担3割のうち1割を助成している。今後は都の取組みの動向も視野に入れながら支援の拡充を検討する。

第四期長期計画の主な実績

★未就学児を対象とする「乳幼児医療費助成」については、より子育てしやすい環境を整備するため、平成17年10月から所得制限を撤廃した。

(5) 第三次子どもプラン武蔵野の策定

第二次子どもプラン武蔵野（平成17～21年度）を着実に実施し、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備などを推進する。次世代育成支援対策推進法（平成15年施行）との整合性も考慮していく。

引き続き、第三次子どもプラン武蔵野を策定し、子ども関連施策を推進する。次世代育成支援対策推進法の強化を受け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が一層図られるように取組みを強める。

なお、計画策定にあたっては広く市民の提言を求めたり公募委員を選任したりすることにより、市民の意見が一層計画に反映される仕組みを研究する。

第四期長期計画の主な実績

★平成17年3月、子どもに関連するすべての施策・事業を取り込んだ総合的な計画として、「第二次子どもプラン武蔵野（平成17～21年度）」を策定した。

2 親子のふれあいと家庭への啓発

(1) 体験事業を通じた親子のふれあい

都市化に伴う自然環境の悪化、遊び場の減少などから、子どもたちが直接自然にふれあう機

会は減ってきている。また、情報化社会の進行により、実体験を伴わないバーチャルな環境に接する機会が増え、子ども同士のコミュニケーションがうまくいかず、相手を思いやる心が養われにくい状況も見られる。

そこで、自ら体験し、自らふれて感じる自然体験などの活動機会を提供し、親と子がふれあい、絆を深めるように促すとともに、これを通して子育て家庭相互のつながりが深まるように働きかける。

(2) 子育ては親育て

父性や母性は人間が成長の過程で学ぶものである。ところが、核家族化の進行などにより、祖父母や地域の子育て経験者などから子育ての知恵を学ぶ機会が減少し、親の役割や子どもへの接し方など、いわゆる「子育て文化」の継承に問題が生じている。さらに、労働環境や生活様式の変化によって、これまでの「子育て文化」が実情にそぐわない面も生じており、新しい「子育て文化」の創造が必要となっている。

新しい時代の親の役割、親意識（「親性」）を育てはぐくむために、生涯学習事業とも連携を図りながら、成長段階に応じた体験学習や親となる若い世代を対象とした講座の開講を検討するとともに、引き続き「子育ては楽し」キャンペーンを実施する。

(3) 子育て家庭への「食」の啓発

子どもが健全な食生活を送ることは、子どもの心身の発育にとって重要である。食事を通じた家族のコミュニケーションの深化、朝食の摂取など規則正しい食生活の維持、栄養やごみについて考える習慣、子どもも調理や片付けに役



武蔵野野菜・たんけん隊

割を持つ責任意識を養うなど、子どもと家族の食の問題について、「家族で手作り・楽しい食卓キャンペーン」などを通して市民の意識を高めていく。

また、保育所や小学校では、保護者が望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、昼食や給食の献立を通じて食育の重要性や栄養管理に関する知識などを啓発する。

3 子育て支援施設の整備

地域の子育て支援ニーズは人口動態や就労形態、さらには家族形態の変化によって大きく変動する。市はこれらの変化を機敏にとらえ、長期的・短期的の二つの視点から常に柔軟に対応していく必要がある。

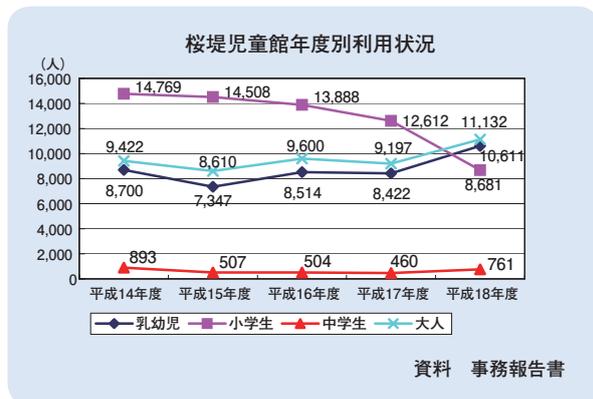
(1) 保育施設などの整備

待機児の解消を図るために、保育所整備を進めるとともに、都市特有の保育ニーズに応えるべく設置されている認証保育所を誘致し、保育施設の多様な整備を進める。

都営武蔵野アパートの建替え事業に伴い、子どもテンミリオンハウスなども視野に入れ、子育て支援の活動拠点となる施設の整備を行う。

(2) 児童館のあり方の検討

桜堤児童館は、安心して子育てができる環境や親同士のつながりを求めて、乳幼児親子の利用が増加している。一方で、地域子ども館（あそべえ）が整備されたことにより、小学生の利用は減少している。今後、児童館、0123施設、地域子ども館（あそべえ）のそれぞれの役割を整理したうえで、桜堤児童館を含めた西部地区の子育て支援施設の再編を検討していく。



(3) 境幼稚園の将来像及び泉幼稚園跡地利用

境幼稚園については、少子高齢化の進展に伴い幼児数が減少し、私立幼稚園の補完という役割は終わったことを受け、新しい子育て支援施設としての活用を具体化する。これまでの実績を発展させるという観点から、隣接する境保育園との連携も視野にいれて、より地域に開かれた高機能な子育て支援サービスが提供できる施設として検討する。

具体化にあたって、これまでの境幼稚園の「発展的解消」をめぐる経緯を踏まえ、大型マンション建設など住宅事情の変化にも十分対応できるよう西部地区全体の子育て支援施設の再編の中に位置づける。

泉幼稚園跡地については、幅広い子育て支援機能を有する施設を中心として利用のあり方の検討を進める。

4 学校教育の充実

教育についての関心が国はもとより地域のレベルでも高まっており、公立小中学校の教育の質の向上を一層図っていく必要がある。本市では、個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、体験的な学習、課題解決能力を養わせる学習に力を入れ、成果をあげている。

今後はそれらをさらに発展させ、教員の教える力、児童・生徒の学ぶ力を高める施策を豊富に展開し、確かな学力が身につく教育の拡充を目指す。「歩く、走る、読む、書く、ふれる、気づく」など今の子どもに必要なとされている力を様々な教科や活動を通して育成する独自の教育モデルを一層充実させ、子どもたちが目標を持ち、生き生きとした学習を主体的に進める学校づくりに努める。



また、学校は子どもたちの成長を支えるという包括的視点に立ち、地域社会との連携を深める。

(1) 「身体・言語・自然」を重視した教育

児童・生徒の心とからだの健康づくりを家庭や地域と協力しながら推進する。「歩く」「走る」などをテーマに取組みを進め、授業のみならず、ランニングフェスティバルの実施など体力づくりに向けた意識啓発も進める。あわせて、部活動、特別活動などを活性化し、学校の教育活動全体を通じて子どもの体力の向上を図る。

「読み・書き」の能力はすべての学力の基礎にある。児童・生徒の言語力の向上を図るために、国語科をはじめとする授業を総体として一層充実させるとともに、朝読書や読書週間などの取組みを通じて、幅広く読書に親しむ子どもを育てる。また、全小中学校における図書館のデータベースや、保護者や地域住民などの協力を得て導入した「図書室サポーター」制度により、学校図書室の活用を推進する。あわせて、市立図書館や学校間の連携システムについても研究する。

自然にふれる体験活動については、地域に残された農地など身近な自然を活用した自然体験・勤労生産体験活動もあわせて実施する。セカンドスクール、プレセカンドスクールのねらいである自然とのふれあいを通じた知的好奇心・探究心の喚起や、長期宿泊体験を通じた豊かな人間関係の醸成、子ども同士の協力・協調、自主性の育成を図る。

学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、武蔵野市の特色ある学校教育のあり方の検討を行う。



ランニングフェスティバル

第四期長期計画の主な実績

★市立小学校での英語活動の試行を開始した一方、日本語能力の向上、考える力や表現する力を育むことを目的に、本市の豊かな文化的土壌を活かし、「子ども文芸賞」を実施した。

(2) 次世代の市民育成のための教育の推進

心の教育、キャリア教育、環境教育など次世代の市民を育成するための教育を積極的に推進する。

児童・生徒が自分の内面を見つめ、課題に主体的に取り組む態度を養わせる取組みを推進する。自分と異なる立場や感じ方についての理解を深めさせる。また、「命の尊さ」「思いやり」「勇氣」「優しさ」など自他を尊重する態度を一層養わせ、いじめの問題についても考えさせる。

伝統芸能や伝統芸術、国際的な芸術文化など、本物に直接ふれる体験を通して、豊かな心を育ませる。

児童・生徒の発達段階に応じて自分の将来像を考えさせることは一層重要となっている。健全な勤労観や職業観を身につけさせ、社会との関わりについての意識を深めさせるために、生き方を考える教育を体系的に推進する。

世界的な温暖化など環境教育の重要性が高まっている現在、地球環境への意識を高める教育を充実する。学校のビオトープや近隣の自然豊かな公園などの活用も積極的に図る。

「市民」であることの意味を考えさせるシチズンシップ教育、メディア情報を正しく取捨選択する能力を身につけさせる情報リテラシー教育、男女共同参画社会の実現に向けた教育、国際理解教育などもあわせて推進する。地域の歴史に学び、平和の尊さへの意識を高めさせるとともに、紛争の絶えない世界の現状について理解させる。

(3) 「確かな学力」の向上

「読み・書き・計算」などの基礎的な知識・技能に加えて、高い学習意欲を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよい問題解決の方法を見つける資質や能力が「確かな学力」である。

こうした能力を確実に高めるために、少人数指導、ティームティーチング、習熟度別指導な

などを効果的に組み合わせた適切な指導を進め、児童・生徒の個性や学力に応じた柔軟な指導を充実していく。あわせて学習支援教室などによる補足的な指導の場や、学習相談の機会を充実する。さらに、市独自の工夫により教員態勢を強化し、少人数教育の拡充を図る方策について研究する。

これらの成果を検証するため、定期的に「学力向上を図るための調査」を実施し、調査結果を児童・生徒の学習改善に役立て、授業改善推進プランの作成と活用にも努める。

また、小中学校間の円滑な移行・接続を図り、9年間を見通した教育を充実するため、市独自の小学校理科専科教員の配置を含め、小学校高学年における教科担任制の拡充について検討する。

(4) 学校教育力の向上

学力問題やいじめ問題など、公立学校をめぐる様々な教育課題の解決に向けて、学校の課題解決力を一層高める。教員の教える力の向上を図るために教員のニーズにあわせた研修を実施するとともに、授業力向上研究校の指定や、授業研究リーダー研修の実施、授業改善アドバイザーの派遣などを活用し、学校支援体制の充実に一層積極的に取り組む。

課外活動の活性化にも力を注ぐ必要がある。学校教育活動の一環としての部活動を充実させる。また、地域との連携を図り、外部指導者などの活用を進める。

学習指導員やティーチングアシスタント、ボランティアなどの形で、教育力を有する地域の人材が学校教育の現場に一層積極的に参画する仕組みと手続きを検討するため、積極的に試行する。さらに近隣の大学や企業との連携も含めた学校支援ネットワークの構築を研究する。

コンピュータ教育ネットワークの構築については、その目的・手段を十分に検討整理したうえで、小中学校の教育用ネットワーク環境、児童・生徒用コンピュータ環境の整備を推進する。また、教員のITリテラシーの向上とあわせ、それらを活用する教育用コンテンツの開発・共有化を図る。

(5) サポート制度、相談機能の充実

通常の学級に在籍するLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症などの発達障害のある子どもを含め、一人ひとりのニーズを把握して必要な教育的支援を行う特別支援教育が平成19年度より本格的に始動した。

これを一層充実するために、特別支援教育推進計画を策定し、体系的な支援体制の構築を推進していく。

教育支援センターを中心に、学校・教育分野だけではなく保健・福祉・医療分野なども含めた相談・支援機能の連携や情報共有など全学的なネットワーク化を進めていく。

不登校児童・生徒の学習支援や生活支援を行うチャレンジルーム（適応指導教室）の充実を図る。また、学校と教育委員会、子育てSOS支援センター、児童相談所、専門医、警察などの関係諸機関との連携を深め、きめ細かな対応を進める。

第四期長期計画の主な実績

★教育に関する相談事業の充実、学校支援機能の強化を図るため、平成17年4月、「教育支援センター」を開設した。小中学校への臨床心理士の派遣や、不登校児童・生徒の支援のための体制強化、関係機関との連携強化を図った。

(6) 学校経営体制の充実

学校の経営力強化を支援することを目的として市立全小中学校に設置されている「開かれた学校づくり協議会」を一層推進する。また、保護者や地域住民、有識者などによる外部評価のあり方を研究する。

また、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校など学校間の連携を図るための調査・研究を行う。特に幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校への移行期の支援が重要であり、円滑なサポート体制の構築、指導の連続性に配慮したカリキュラム導入のための研究が必要である。教員の授業交流や、児童・生徒間の交流活動もあわせて推進する。

校務支援のための教員用コンピュータを整備する。また学校における個人情報の保護などセキュリティ対策を確立する。

(7) 市立学校の計画的な整備の推進

小学校12校、中学校6校の学校施設については、計画的に耐震補強を行うとともに、施設の延命化に配慮して、長期的な計画に基づき、改修・改築を進める。

大規模改修・改築に際しては、学校としてふさわしい施設であると同時に、地域コミュニティの場としての役割や、一時避難所としての防災機能、校庭や教室などの学校開放、学童クラブ、地域子ども館（あそべえ）などにも配慮する。学校施設の緑化もあわせて推進する。

旧桜堤小学校施設・用地の活用方法について、旧校舎内の施設の移転先も含めて、広い視点に立って検討する。

(8) 食に関する教育の充実

食育は本来家庭の役割ではあるが、食の指導の必要性が強く指摘される今日において、重要な教育課題の一つとしても位置づけられる。食の指導の目的は、教育活動全体を通して食に関する知識の習得や望ましい食習慣の確立を目指すことであり、学校と家庭が連携して、食育プログラムの取組みを強化していくことが求められる。

学校給食については、栄養士や調理員による栄養指導や調理実習をはじめとする様々な食育プログラムを積極的に進める。地産地消の推進、和食献立の充実などを図り、給食を通じた学校と地域の連携や、食文化の継承に努める。

桜堤調理場は、当面、耐震補強を行い使用していくが、老朽化に対する抜本的な対応としては建替え、移転も視野にいれて研究を続ける。

中学校給食については、教育委員会においても改めて検討を行い、平成19年6月に実施の



方向性が決定された。中学校給食実施計画策定委員会の答申を受けて、弁当との選択制による中学校給食を市立6校で実施する。なお、実施にあたっては、食育は家庭に負うところが大きいことを踏まえ、弁当の重要性にも配慮することが必要である。

なお、学校給食については食の安全と質及びコストのバランスを考慮しながら民間委託など業務のあり方を検討していく。

5 青少年施策の充実

(1) 青少年育成施策の拡充

土曜学校は、学校休業日の土曜日を利用し、小中学生を対象に、学校ではできない様々な体験活動を提供する生涯学習プログラムであり、「ひらめく、かんじる、かんがえる」をキーワードに各所で多彩な講座が実施されている。これまでの土曜学校の成果を検証し、メニューの豊富化など一層の充実を図っていく。地域の教育力を生涯学習の活性化につなげ、生涯学習と学校教育との連携をこれまで以上に推進していく。このために、地域でプログラムの運営を支援する組織を育成する。

児童の放課後活動については、市内全市立小学校において自由来所型の地域子ども館（あそべえ）が設置されている。活動内容やスタッフ研修の充実を図り、地域の子どもたちが安心して自主的に遊べる施設として、機能、内容の充実、利用者の増大を図る。

地域子ども館（あそべえ）や学童クラブについて、それぞれの設置の目的や趣旨を踏まえ、連携を深める。統合については今後も研究を進めていく。子どもの良質な発達環境の確保と、親の子育てと仕事の両立支援の双方の観点から、年齢に応じた子どもの土曜日の過ごし方について検討を行い、青少年育成施策の充実を図る。



また、学童クラブの学校内あるいは隣接地への移転を鋭意推進する。市民グループや保育施設などが行う放課後児童健全育成事業への支援を継続する。

第四期長期計画の主な実績

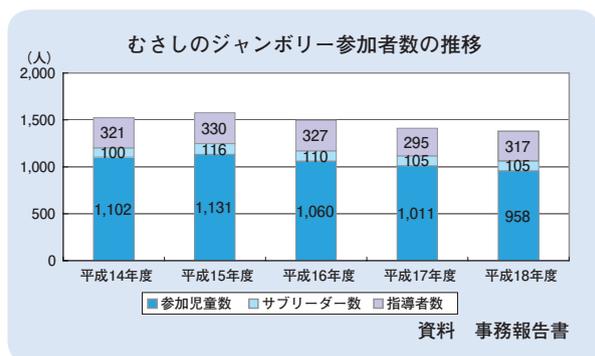
★平成17年4月から、すべての市立小学校で、地域子ども館（あそべえ）事業を本格実施した。子どもたちが安心して自主的に遊べる、自由来所型の事業として、地域住民で構成された企画運営会議を中心に運営されている。

(2) 自然体験事業の拡充

武蔵野市では、自然クラブ、親子体験キャンプなど多彩なプログラムを野外活動センターが中心となって推進している。また、むさしのジャンボリーは地域の青少年問題協議会地区委員会が中心となって実施し、定着している。これら自然体験事業について、各部署間で連携を図り体系化を行い、対象年齢や目的別に市民が利用しやすい環境を整える。

活動の拠点となる市立自然の村などの施設については、市民が利用しやすいよう適切な管理運営を行う。

また、学校、地域、NPOなどの自然体験事業実施団体との連携を広げるとともに、自然体験の効用について周知・啓発し、これらの活動を推進する指導者の拡充とその核となる人材の育成を図り、活動の場の提供を行っていく。



(3) 青少年育成環境の整備

青少年育成の機能の強化のために、様々な年齢層にわたる青少年の地域での居場所の必要性が指摘されている。

境冒險遊び場公園については、NPOなど運営団体と連携をとりながら、子どもたちが自分の責任で自由に遊べる場として確立していく。

また、中高生のボランティアリーダーを育成し、地域における役割を持たせるとともに、様々なイベントなど活動できる機会を整備する。

「武蔵野プレイス（仮称）」に音楽やダンスのできるスタジオなどを設置し、中高生の活動場所としても利用できる施設として整備する。

次世代を担う若者の地域での活動の場の確保も重要である。世界的な視野で活動するNGOなどとも連携し、若者がお互いを磨きあう場となるように仕組みをつくる。市内のみならず周辺大学の学生も含めて広域的な観点から推進していく。

働き盛りの親世代が地域での青少年育成活動に参画することは育成環境の整備にとって不可欠であるので、その推進のための地域の取組みを支援する。

(4) 青少年の国際交流の促進

常日頃から異文化に関する知識にふれたり、地域における国際交流に参加することは、青少年が地球市民として育つうえで大きな意義がある。土曜学校のプログラムとも連携して取組みを深める。

青少年が外国に赴いて現地の人々と直にふれあい、生活をともにする機会を多彩に提供し、帰国後の相互交流や参加経験者のアイデアの活用なども進める。

青少年の国際交流事業については、長期的な視点から評価を行い、継続性をもたせる。



土曜学校（世界を知る会）

6 生涯学習施策の拡充

武蔵野市の生涯学習は今日まで市民の自主性と高い学習意欲に支えられて発展してきた。社会の成熟化を背景に、市民の生涯学習への

ニーズは今後ますます多様となり、市民活動やコミュニティ活動、文化活動と一体となって発展していくことが予想される。こうした中で、従来の社会教育や生涯学習の概念にとらわれない、新しい生涯学習社会の構築が求められている。

平成22年度に「武蔵野プレイス（仮称）」が完成する。生涯学習機能を備えた新しい融合型の文化創造の場として、市民が出会い、切磋琢磨して次世代の文化を創り出していく役割が期待される。これを機会として、武蔵野市全域はもとより周辺地域も視野に入れた生涯学習社会の構築を行う。

(1) 生涯学習事業の体系化・計画化

これまで多様に実施・展開されてきた各種の生涯学習事業や市民による主体的な活動について、市民のニーズに照らして事業の再構築を行い、市民の主体的な学習活動への支援も含めた施策の充実を図る。

また、生涯学習施策を総合的に推進するための「生涯学習計画（仮称）」を策定する。

(2) 生涯学習機会の拡充

市と武蔵野地域五大学の連携による武蔵野地域自由大学は、平成15年以来「学ぶ楽しさ無限大！」をテーマとして、市民の高い生涯学習ニーズに応えている。武蔵野市ならではの高度な学習機会の提供を今後とも推進していく。

「武蔵野プレイス（仮称）」建設を契機に、市内の企業や公共機関などとも連携・協力して、市域全体をキャンパスに見立てて総合的な生涯学習を提供するようなネットワーク化を図る。

「人は地域を耕し、地域は人を耕す」と言わ



自由大学講座

れるように、幅広い市民の多様な学習は地域社会の根底であることを認識し、いつでも誰もが学び、その成果を地域に活かしていける仕組みづくりを進める。

(3) 生涯学習施設の充実

「武蔵野プレイス（仮称）」は、西部図書館を移転拡充した図書館機能を中心に、生涯学習機能などを加えた知的創造拠点として整備する。市民がそれらの機能を活用して、新たな交流・連携のあり方を切り開いていく施設として発展を図る。

施設の運営にあたっては、一体的管理が必要であることを考慮して、指定管理者制度を導入する。その際、現在、市が行っている生涯学習事業の一部移行についても検討を行う。

市民会館と「武蔵野プレイス（仮称）」はともに生涯学習機能を有しており、立地が近接していることから重複の可能性が指摘されている。市民会館の今後のあり方については、「武蔵野プレイス（仮称）」の事業や運営の詳細が固まる時期とあわせて検討を進める。これについては、住民のニーズを踏まえて、コミュニティセンターとしての利用なども含め検討を行う。

なお、西部図書館は、都営住宅建設に伴い地元還元施設として都から借りている建物である。廃止後の施設のあり方については、そのことを踏まえて都と協議を行い、今後検討を進める。

(4) 文化財の保護や活用

武蔵野の歴史への興味を喚起し、市民の郷土意識を高めることは市のアイデンティティを確立するうえで不可欠である。

市が保有する文化財や民俗資料などの整理を進めるとともに、文化財マップなどでの紹介や、公共施設などを利用した展示の機会を充実させる。また、資料のデータベース化を行うとともに、資料の活用方法としてインターネットを利用した公開などを検討する。

(5) 図書館サービスの充実

「武蔵野プレイス（仮称）」を含む図書館3館全体としてのサービスの充実を図る。中でも「武蔵野プレイス（仮称）」は、図書館機能と他の機能との新しい融合型創造拠点としての特徴を

活かし、地域や住民の課題解決を支援していく。レファレンスサービス（調べものや情報探しの相談）の拡充を進め、公立図書館が市民協働を支える場となるよう、新しい図書館像を模索していく。

図書検索の電子化が進んでいるが、誰もが利用しやすいように用語の表記や検索方法を工夫し、サービスの向上を図る。あわせて、郷土・

行政資料のデジタル化を進めるなど、多様な情報を市民に提供する。デジタル資料をIT環境を用いて市民の利用に供する事業を推進する。

さらに、図書館の利用に障害のある利用者に対するサービスの向上を目指す。

小学校での読書の動機付け指導や「子ども文芸賞」など、子どもが本に親しんだり創作をする機会を増やす事業を推進する。

● 主な施策・事業の実施予定及び事業費

(単位：百万円)

主な施策・事業	年度別計画（事業費）				
	20	21	22	23	24
第三次子どもプラン武蔵野の策定	2	1			
都営武蔵野アパート建替えに伴う子育て支援施設の整備	7				
西部地域の子育て支援施設再編の検討					
武蔵野市の特色ある学校教育のあり方の検討	13	13	10		
特別支援教育推進計画の策定	1				
弁当選択制による中学校給食の実施	135				
生涯学習計画（仮称）の策定	2	8			

Ⅲ 緑・環境・市民生活

持続可能な都市の形成

- 環境負荷の少ない社会への転換
- ごみ減量の推進
- クリーンセンター建替え計画の検討

緑豊かな都市環境の創出

- 市民と協働でつくる緑化空間
- 「自然環境センター（仮称）」の設立
- 魅力ある遊歩道の再整備

身近な自然の回復と保全

- 生態系を重視した水辺空間の整備
- 近郊地の森林の保全と活用

農業の振興

- 都市農業の振興
- 農地の保全
- 都市農業と市民のふれあいの強化

商工業の振興

- 武蔵野ブランドの育成
- 起業支援
- 中小事業者の支援
- 路線商業の活性化
- 吉祥寺圏商業活性化
- 中央圏商業活性化
- 武蔵境圏商業活性化
- 就労支援

都市観光の推進

まちの魅力・情報の発信

観光推進組織の設立

都市観光とまちづくりの連携強化

真に豊かな消費生活の推進

消費者教育の推進と相談事業の充実

消費者活動の支援

防犯性の高い快適なまちづくり

防犯性の高いまちづくりの推進

快適な生活環境の確保

防災態勢の強化

地域防災基盤の強化

防災安全センターの機能充実

避難所の整備・運営体制の確立

市民活動の活性化と協働の推進

コミュニティの活性化とあり方の検討

協働推進体制の整備と協働事業の展開

団塊世代等の参画支援

男女共同参画社会の実現

推進体制の整備と強化

様々な活動の充実と環境整備

都市・国際交流の推進

国内都市交流・協力の推進

国際交流・協力の推進

外国人市民へのサービス・支援の充実

生涯スポーツの振興

スポーツ施策の多角的な検討

スポーツ施設の整備・充実

特色ある市民文化の発展

市民文化施設の拡充

文化施設及び文化活動のネットワーク化の推進

都市文化の積極的な発信

Ⅲ 緑・環境・市民生活

武蔵野市はかねてより、緑豊かで落ち着いた住環境、ファッションブルな買い物エリア、市民の高い教育意識と市民参加など、多くの点で高い評価を得ており、住みたいまちランキングなどではトップレベルの評価を受けることが多い。すなわち、市民生活が豊かなまちであると考えられるが、いくつかの点で課題が生じていることも確かであり、刻々変化する情勢の中で豊かさの質を検証し、望ましい姿の実現に努めていかなければならない。

首都圏の街のランキングにおける吉祥寺
(26項目の内10項目でランクイン)

項目	吉祥寺	項目で1位の街 (参考)
東京近郊の住みたい街	1位	吉祥寺
終の棲家になりたい街	1位	吉祥寺
休日に街歩き・散策したい街	2位	本郷・湯島・根津
女性が生活しやすい街	2位	自由が丘
子どもを育て上げたい街	3位	国立
高齢者や障害者に優しい街	3位	巣鴨
団塊の世代が楽しめる街	5位	銀座・有楽町
グルメを楽しめる街	6位	銀座・有楽町
元気な学生街	7位	早稲田・高田馬場
本を買いに行きたい街	9位	神保町

資料 「街イメージ調査 06」(日本経済新聞・平成18年(2006年))

地域社会は市民の自己実現の場であり、その理想は、日々の生活の中でそれぞれの個人が成長する過程が持続可能な形で周囲や未来とつながることで実現される。

この分野の主な施策の領域としては、環境、緑、産業、文化・スポーツ、コミュニティなどがある。これらについては、市と住民が十分な連携を取って推進することが最も重要であり、そのための仕組みの整備を進めなければならない。

昼間人口は住民登録数を2万人ほど上回っており、地域社会の担い手は住民ばかりではない。学生、買い物客などに加えて、市内の産業に従事している人々も多い。従来の職種に加えて、近年はSOHOなど情報サービス産業の従事者が増加している。そのような産業の起業を目指す人にとっても武蔵野市は魅力あるまちであることが求められており、高度な都市文化と学術文化が融合する知的付加価値の高いまちづくりを進め、その特色を積極的に発信していく視点が不可欠である。

安心して暮らせるまちの今ある豊かさを維持

しつつ、新しい都市文化を育むまちであることを目指す都市の活性化戦略を、市と幅広い市民の多様な協働により一層推進することが求められている。

1 持続可能な都市の形成

21世紀初頭の最大の環境問題は地球温暖化である。その主な原因は、現在の私たちの生活スタイルを支える化石燃料の燃焼により発生するCO₂などの温室効果ガスの排出である。

平成20年から平成24年においては、京都議定書における第一約束期間として、国全体の温室効果ガスの排出量を平成2年比で6%削減することが求められている。しかしながら、平成17年度の排出量は逆に7.8%も増加し、このままでは今世紀末には気温が最大6.4℃上昇すると考えられている。地球温暖化が原因と推測される異常気象、自然災害なども発生しており、温暖化対策は待ったなしの状況である。

ごみ減量の課題も含めて、持続可能な都市の形成のためには、資源多消費型の社会経済システムやライフスタイルの変革が不可欠である。

(1) 環境負荷の少ない社会への転換

循環型社会に向けて、市民・事業者・行政の協働を推進し、環境問題に取り組む市民活動団体のネットワーク化をはかるとともに、次世代に対する体験型環境教育をより一層充実させる。

化石燃料の燃焼によるエネルギー使用量を今以上に削減するために、太陽光発電など新エネルギーの使用へと一層の誘導を図るとともに、市の施設では率先して環境負荷軽減施策を実施する。

市民生活や事業活動の中に、環境配慮行動を広げるための制度を充実させる。

来街者も含め、幅広い年齢層の市民に呼びかけて、環境配慮型ライフスタイルのアイデアを募集し、活用する。また、グリーンパートナー制度を充実させ、環境に配慮した事業活動を積極的に支援する。

リサイクルセンターの設置については、クリーンセンターの建替え計画とあわせて検討するが、当面、市民・事業者・行政の協働のもと、

ごみ減量の普及啓発・情報発信機能を強化していくとともに、市民活動の拠点整備について研究する。その際は、環境問題全般についての普及啓発機能もあわせて検討する。また、平成19年度から始めた剪定枝葉の緑のリサイクル事業を積極的に推進する。

庁用車については、引き続き低公害車・天然ガス車を率先導入する。また、CO₂を全市的に削減するために、公共交通、自転車の利用促進について関係機関と連携して啓発を進める。

これまで市ではISO 14001の手法を用いて環境保全の取組みを進めてきたが、今後は費用対効果の視点を加え、環境会計の手法も参考にしながら、新たな評価基準の導入を検討・実施する。

第四期長期計画の主な実績

- ★平成18年度から平成22年度を計画期間とする新たな環境基本計画を策定した。
- ★平成18年度からクリーンセンターにおいてCO₂排出削減のための工事を実施している。
- ★家庭のCO₂排出抑制策の一環として、太陽光発電設備の設置に対する助成、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及び住宅用高効率給湯器の設置に対する助成を実施した。

(2) ごみ減量の推進

ごみ減量は、二ツ塚最終処分場の更なる延命化、焼却に伴う温室効果ガスの排出削減、ごみ処分にかかる経費の節減などから、急務の課題となっている。特にごみの発生抑制（リデュース）が重要であり、まず、レジ袋の削減など、抑制の取組みを強化する必要がある。そのうえでも発生するごみについては、資源としての再使用（リユース）、再利用（リサイクル）を推進する。

家庭ごみの有料化や市民、事業者の努力などによって、「ごみから資源へ」の流れを定着させることができつつあるが、ごみ総量の減少はわずかである。1人1日あたりのごみ発生量を多摩地域平均並みに削減することを目指し、「ごみ減量協議会」を中心に、「武蔵野ごみチャレンジ700グラムキャンペーン」を幅広く展開していく。あわせて、本市への就業者・就学者、買い物客などを対象にした働きかけを強める。

排出・生産者責任を一層明確化し、市民・事業者がごみの発生・排出抑制に積極的に取り組

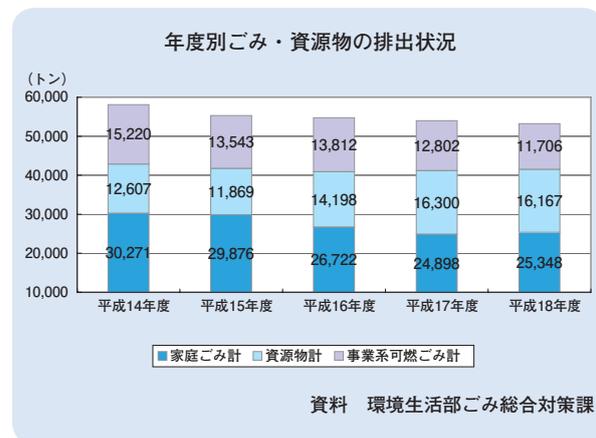
むよう啓発・指導を強化し、処理経費節減を図る。あわせて事業系一般廃棄物処理手数料の適正化の検討を進める。

資源の集団回収などごみの資源化のための自発的な活動への支援を、関係団体と連携をとりながら推進する。

東京たま広域資源循環組合が進めている焼却灰のエコセメント化事業は、二ツ塚最終処分場の延命に寄与するので、同組合の構成市として引き続き支援するとともに、同組合を通じ処分場のある日の出町の環境保全に十分配慮する。

第四期長期計画の主な実績

- ★1日に1人が出す、家庭ごみ、資源物の量に着目し、「武蔵野ごみチャレンジ700グラムキャンペーン」を開始し、ごみ減量へ向けた取組みを推進している。



(3) クリーンセンター建替え計画の検討

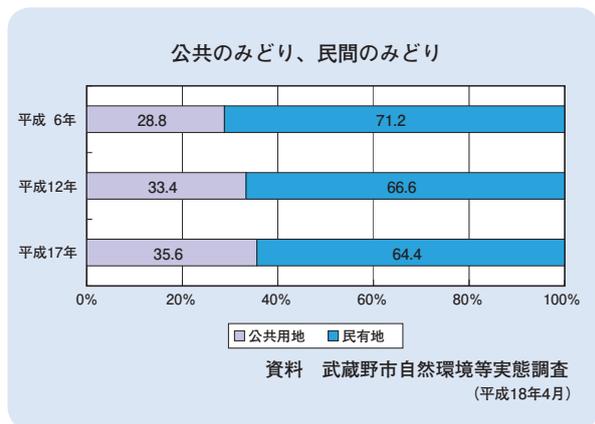
稼動から23年が経過したクリーンセンターについては、建替えにむけて地域住民と積極的に協議を行い、合意形成を図る。

規模・仕様は一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合性を図りながら、施設の位置付けや求められる機能などを基に、具体的な検討を開始するとともに、建替えに向けて生活環境影響調査などを行い、施設基本計画を策定する。

建替えにあたっては、より環境負荷の少ない安全で効率性の高い循環型ごみ処理システムを構築し、啓発施設としてのリサイクルセンターの併設など、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を含む総合的な廃棄物対策の促進に寄与する施設を目指す。

2 緑豊かな都市環境の創出

年々緑が失われつつある都市部において、市民の生活環境としても、子どもたちの生育・教育環境としても、緑豊かな環境の維持・創出は重要である。市内の緑の約65%は民有地の緑であり、緑豊かな武蔵野市のイメージは、一つひとつの民有地の緑に支えられている。しかし、これらの緑を維持管理し、新たな緑を育てていくことは簡単なことではない。



緑化施策においては、目標設定型から成果管理型の計画体系へ移行していくにあたり、市と市民の協働を一層進める。様々な指標を開発し、緑の量とともに、景観や緑地が市民生活にとって持つ意味から質の検証を進めていく。

市内全体の緑を市民の共通財産としてとらえる意識を啓発し、市民が主役となって緑を育み維持管理する活動を支援する。

(1) 市民と協働でつくる緑化空間

改定を進めている「武蔵野市緑の基本計画」に基づいて、今後も公園・緑地の新設・拡充を進める。

「公園緑地リニューアル総合計画（仮称）」の策定にあたっては、市民参加の手法を取り、既存の公園の特色ある活用を図る。市民の健康づくりやレクリエーション、防災などの機能にも配慮し、公園・緑地の再整備・活用の促進、恒常的な運営への市民参加の推進などについて一体的に事業を進めていく。

公共施設緑化は、屋上緑化・壁面緑化など多様な方法で推進し、民間の緑へとつなげていく。学校施設の緑化は、環境教育の推進・良環境の創出などに資するべく、既存のビオトープの一

層の活用を含めて推進する。

また、近年特に減少傾向にある民有地・民間施設の緑の回復及び保全育成を目指し、既存の制度を評価や見直しをし、新たな制度の検討を行う。また、雑木林や屋敷林、農業用地などを保全するとともに、新たな緑の創出を図るための施策の調査・研究を行う。

市内随所において地域の住民による公園管理や緑化推進事業を進めるとともに、市と市民による様々な緑化協働事業の展開に対応するため、みどりボランティア団体支援制度のあり方を検証する。

第四期長期計画の主な実績

- ★農業ふれあい公園、関前四丁目公園、境三丁目緑地の3公園を整備した。
- ★「東京みどりの研究会」が発足し、近隣自治体との連携を強めている。



農業ふれあい公園

(2) 「自然環境センター（仮称）」の設立

今後の「緑のまちづくり」や自然環境の回復と保全の推進には、市・市民・事業者・NPOなどが連携・協働することが不可欠である。新たなパートナーシップ確立のため、共通の支援基盤（プラットフォーム）としての「自然環境センター（仮称）」を設立し、トラストやファンドのあり方を検討・実施するとともに、人材の確保と緑化環境に関する技術や知識の向上のため、緑のサポーター制度の活用を推進する。

(3) 魅力ある遊歩道の再整備

緑化推進ゾーンであるグリーンパーク緑地を安全で快適に移動できる緑の回廊として拡充整備する。

グリーンパーク緑地、千川上水、玉川上水、

仙川など、軸となる緑と水辺空間を再整備し、様々な緑の保全・創出事業と連携させながら、緑のネットワーク化を推進する。



仙川緑地

3 身近な自然の回復と保全

市民の憩いの場としてはもちろんのこと、特に子ども達の成育環境としてありのままの自然を身近に体験できることが重要である。生態系の視点を重視して、水と緑の豊かな自然の回復に努める。

(1) 生態系を重視した水辺空間の整備

引き続き仙川水辺環境の整備(仙川リメイク)を実施し、自然豊かな河川を回復し、生物の生息する自然な水辺を創出する。

また千川上水の管理が都から市に移管されたことを受けて、「千川上水整備計画(仮称)」を策定し、上水沿いの遊歩道整備を進めるとともに、良好な水辺・親水環境を創出する。

第四期長期計画の主な実績

★平成10年度から仙川に清流を確保し、生物の生息空間を創出するため、水辺環境整備を行い、自然生態系復活ゾーン918mの内、617mの区間の整備が完了した。

(2) 近郊地の森林の保全と活用

荒廃しつつある東京の森林を保全し、育成するため、「二俣尾・武蔵野市民の森」及び「奥多摩・武蔵野の森」の保全事業を全国に先駆けて実施してきた。これまでの保全事業の内容や活用状況について、長期的な視野に立って評価・検証を行う。

4 農業の振興

本市の農業は都市化の波に押され、極めて厳しい環境の中に存立してきた。昨今都市農業の大切な役割は、生産面にとどまらず多機能性からも見直されてきており、将来への可能性を確かめつつ、積極的に振興を図っていくことが望まれる。

(1) 都市農業の振興

平成18年策定の農業振興基本計画に基づく経営条件の強化とともに、5年ごとの成果検証によって生産力の維持・向上に努める。同時に農産物直売所、直売会の開設とマップづくり、幼稚園・保育所・小中学校での食材利用などによる、地産地消を中心とする安定的な流通・販売経路の確保を支援する。

これにあたっては環境に配慮する循環型農業や安全・安心の農産物づくりを目指す栽培技術、トレーサビリティ(履歴管理)への取組みに対しても支援していく。

第四期長期計画の主な実績

★平成18年度から平成27年度を計画期間とする「武蔵野市農業振興基本計画」を改定した。



農産物直売所

(2) 農地の保全

指定を受けた生産緑地をはじめ農地は、景観にゆとりを与え、災害時の避難場所、体験教育の場などの役割を期待されており、農地の保全と減少の抑止は都市環境にとって重要な課題になってきている。このため国の施策動向も視野に入れながら、登録農地制度の活用、農業改善への意欲ある後継者や認定農業者の育成など、市独自の支援策を検討する。

(3) 都市農業と市民のふれあいの強化

農業と周辺の地域や人々の暮らしの間、特に本市のような都市型タイプの場合には、相互間に心の通いあうコミュニケーションの形成が大切である。

これには秋の収穫祭の開催、農業者自らが開設・運営し、借り手が農業を体験学習できる市民農園、そして農業ふれあい公園や農業塾を経た市民が援農に参加できる仕組みの創設を検討する。また一方では、農地へのごみ不法投棄など農家の抱える問題の解決に、ボランティアとして地域住民が協力するなどの工夫を講じる。

5 商工業の振興

本市は23区と市町村部の境にあり、都内有数の商業地である吉祥寺を抱えている。周辺における都市間競争が激化する中で、都市産業の活性化に取り組み、次世代に向けた起業支援など地域基盤の強化を積極的に進める必要がある。

吉祥寺を中心とする地域は来街者が多く、都市の文化が発展する一方で、路線商店街や地域コミュニティの活動も各所で展開され市民生活にとって欠かせないものとなっている。今後一層活力のあるまちづくりを進めるため、商工会議所や商店会連合会のみならず、公共交通事業者、周辺大学や地域住民とも連携し、時代に適合した新たな起業も視野に入れ、商工業を振興する。

(1) 武蔵野ブランドの育成

地域ブランドとは、地域特性のある製品や場所、地域のイメージを喚起させる無形の資産を含むトータルな概念であり、武蔵野市の「緑豊かな文化都市」などのイメージもそのひとつである。付加価値の高い都市の戦略を展開するうえで、武蔵野ブランドの確立は重要な意味を持つ。武蔵野市の魅力づくりとブランド創出・活用戦略を研究する。

(2) 起業支援

近年の都市生活におけるライフスタイルの変化に伴い、ビジネス形態も変化してきており、都市のニーズに応えるような業態の起業が増加

している。

団塊世代など多様な世代や、女性の起業も今後増加が予想される。SOHO事業者やコミュニティビジネスを含むこれらの新たな起業動向に注目しつつ、より効果的な育成や支援を行う。

(3) 中小事業者の支援

本市の商工業を支えているのは圧倒的多数の中小事業者であり、地域社会のニーズと調和しながら、事業を進めている。それらの活動は地域での市民生活を支えるものであり、積極的な振興が必要である。

小規模企業資金融資あっせん制度や、勤労者互助会を通じた中小企業のための支援を引き続き行うとともに、景気動向の把握、実態調査などを踏まえた振興策を検討する。

商工会議所が行っている、次世代ライフスタイルにふさわしい商品・サービスの開発努力を支援する。

(4) 路線商業の活性化

路線商店街は、高齢者や子育て家庭の支援、防災、防犯、交通対策、環境など市民生活に密着しており、住民に頼りにされ、地域生活に不可欠な役割を担っている。しかし、路線商店街は大型店との競合や後継者問題など多くの課題を抱えている。

商店街の利便性や個店の魅力の向上、活性化のためのイベントやPRの工夫を通じて、歩ける範囲内で日常生活をまかなうことができる足腰の強い商店街づくりを支援する。

商店会については、組織活性化のための支援策を講じる。

地域の課題とともに取り組むことが路線商店街の活性化の鍵であり、商店街ごとの立地条件や性格を反映した戦略構築を促し、適正な規模を考慮に入れつつ、地域コミュニティの交流の場所としての役割を強めるよう働きかける。

(5) 吉祥寺圏商業活性化

吉祥寺グランドデザインに基づいたまちづくりを進めるにあたり、吉祥寺の魅力を総合的に創出・維持・発展させるために、地元事業者や住民とともに協働でまちづくりに取り組む。また、吉祥寺というまちの魅力を市内外に発信し、

それによる来街者の増加と来街者のまちづくりへの参加によってより一層のまちの活性化を図る。

(6) 中央圏商業活性化

中央圏は後背地でのマンション開発による人口増、大型企業の事業展開、三鷹駅南口方向からの著しい変化の動向を受け、近い将来、商環境に大きな変化が生じることが予測される。

現在、北口で民間大型複合ビルの建設が進んでいる。既成商店街との共存を図りつつ、賑わいと魅力のある市街地の形成を創出する。都市基盤整備の進捗とあわせて、活性化のための基本戦略を構築する。

(7) 武蔵境圏商業活性化

武蔵境圏は、鉄道の連続立体交差化事業に伴う南北一体のまちづくりによって、大きく変わろうとしている。また、「武蔵野プレイス(仮称)」の建設も含めて、駅周辺地区には文化・生涯学習施設が多数存在しており、来街者の増加も見込まれる。

南北一体化された新しいまちづくりの基本方針を検討するため、事業者や市民に加えて、大学関係者・鉄道事業者・農業者など地域を構成する様々な主体の協力体制を組み、地域の総合的な活性化を図る。

(8) 就労支援

就労支援の課題は、個人の希望する就労の形態と雇用のマッチング、就労に必要な技術・技能の研修、それに就労継続支援である。これらの課題に対して、ハローワークなど関係機関と連携して取り組む。

6 都市観光の推進

都市観光とは都市にある日常の生活文化を楽しむ観光のことであり、市民が市内での買い物やイベントを楽しみ、芸術活動など多様な魅力に気づき、まちを大切にすることを育むことによってその魅力をさらに高めていくプロセスが重要視される。

それぞれの都市に際立つ歴史や文化、多様な活動が観光の対象になってきた現在、全国的に

も魅力的なまちの評価が高い吉祥寺を要に、本市でも都市観光の推進への動きが始まり、今後への期待が高まりつつある。

第四期長期計画の主な実績

★都市観光の視点でまちづくりを行う指針として、平成19年8月に「武蔵野市観光推進計画」を策定した。



吉祥寺イルミネーション

(1) まちの魅力・情報の発信

商工会議所や地元商店街を中心に、多彩なイベントやマップづくり、「吉祥寺コンシェルジュ」など都市観光への新たな取組みがスタートし、市も武蔵野市観光推進計画（平成19年策定）によって、観光資源の所在や観光推進についての基本となる方針と方策を明らかにした。

これに基づきつつも、更に来街者や市場特性の把握にも配慮し、よりの確な資源の評価と選択、経路の設定、そして情報発信、またブランドづくりやイベントなどによるパブリシティ（宣伝）努力など、具体的で戦略的な活動の提案や実施を図っていく。

(2) 観光推進組織の設立

都市観光の担い手はまさに一人ひとりの市民であり、事業者である。それらの広い範囲からの協力、支援を得て、市民が繰り広げる都市観光を推進するため、その母体として「武蔵野市観光推進機構（仮称）」を設立する。

また、隣接都市との一帯地域での観光の展開に向けて、様々なレベルでの広域連携を進める。

(3) 都市観光とまちづくりの連携強化

都市観光の推進は市民の暮らしのためのまちづくりと表裏一体の関係にある。すなわち、緑や景観の充実、標識やストリートファニチャー

(街路灯、ベンチなど)の整備、ユニバーサルデザインを導入やおもてなしの心など日常のまちづくりの成果のすべてが都市観光の資源であり、また観光資源の維持や保全が市民生活にも結びつく。都市観光の推進はこうした広い視野に立ち、多くの主体の協働によって展開していく。

7 真に豊かな消費生活の推進

消費生活の課題は時代により変化するが、現在は「振り込め詐欺」に代表される詐欺行為、人の不安につけ込む悪質商法、偽装などの食の問題への対応が重要な課題となっている。これらの被害を未然に防ぐための消費者教育や啓発活動を進めるとともに、豊かな消費生活について市民同士が学びあうような工夫をすることが必要である。

(1) 消費者教育の推進と相談事業の充実

庁内外の関連部署の連携を引き続き進めながら、市民を対象とした「消費生活講座」を開催し、市民、特に中高生や高齢者などを対象にした出前講座の積極的な推進や悪質商法被害に関する情報提供、被害防止キャンペーン、きめ細かな相談などを充実させる。

(2) 消費者活動の支援

消費者活動に継続的な取組みを行っている市登録団体への支援を引き続き進める。食の安全や食文化など、食生活のあり方に消費者が主体的にかかわる力を育てる各種講座や啓発活動を進める。

8 防犯性の高い快適なまちづくり

本市では、市内110番受理件数及び刑事事件発生件数は、平成14年以降減少傾向にある。

しかし、犯罪の発生場所が身近な住宅地になる傾向があることや、国内での若年層の衝動的な犯罪がしばしば報道されることから、市民の「体感治安」は悪化しているといわれる。今後市民の安全感・安心感を高めていく必要がある。地域社会での取組みとしては住民相互のつながりを深め、より「防犯力」の高いまちづくりを進めていく。

(1) 防犯性の高いまちづくりの推進

地域防犯の基礎は、地域住民同士が顔見知りになり、声を掛けあう関係をつくり、お互いが見守りあうまちづくりを進めることである。また、自転車や徒歩で各地域を巡回する市民安全パトロール隊や、市内全域を車で回るホワイトイーグルも、地域防犯における重要な役割を担っている。今後はこれらのパトロール間の連携を促進し、犯罪の防止を図る。

第四期長期計画の主な実績

★公立保育園では門扉オートロック化、防犯カメラの設置を行った。また、すべての市立小中学校、幼稚園に防犯カメラを設置した。

(2) 快適な生活環境の確保

快適な生活環境の確保のために、公害及び有害化学物質の発生状況を監視するとともに、近年増加傾向にある市民生活に起因する生活公害(騒音やペットに関わる問題など)の低減や解決のための施策を検討する。

また引き続き吉祥寺駅周辺の環境浄化に努める。現在、商店会・企業・市・市民の協働で行っ



ホワイトイーグル



市民安全パトロール隊

ている三駅周辺の喫煙マナーアップキャンペーンは一定の効果を上げており、今後一層高い目標を掲げ、取組みを強化するとともに、他地域への取組みの拡大を検討・推進する。これまでの駅前などの美化清掃事業に加えて、市内の落書きを防ぐ対策を検討し、落書き消去とあわせて積極的に推進する。

第四期長期計画の主な実績

★平成18年から市民、事業者、行政関係者等により「落書き消しちやい隊」として、市内の電柱、バス停、商店シャッターなどの落書き消去活動を実施している。



落書き消しちやい隊

9 防災態勢の強化

地震・風水害・伝染病・テロなどの自然災害・人為的危機に備え、防災態勢と危機対応態勢を確立し、被害を最小限に食い止める減災能力を公民双方において向上させることは、安全・安心なまちづくりのうえで最重要の課題である。

突発的集中的豪雨による水害が市内で発生したことは記憶に新しいが、首都圏での大地震がいつ発生してもおかしくない状況にある。阪神・淡路大震災の教訓の通り、都市災害においては民間の自主防災力が各地域単位にどれだけ整っているかが減災の成否の分かれ目となる。自助・共助・公助のそれぞれの力をつなぎ、連携態勢を確立し、防災・減災能力のさらなる向上を目指す。

(1) 地域防災基盤の強化

地域防災の基盤強化の課題は、施設・設備の整備であるとともに、福祉やコミュニティなどの活動との連携を不可欠とする。

消火栓をはじめ防火水槽などの消防水利の整備を引き続き進める。災害時に避難所となる市内小中学校への災害用給水施設の整備は完了したため、今後は、給水方法の検討や既設設備の改善を行う。

また、オープンスペース確保及び防災機能強化のための「防災広場」整備と「地区災害時待避所」の追加指定の協力依頼を引き続き推進する。

震災時、迅速な救出・消火活動などを行うためには、地域の防災力の向上が課題である。その一つとして、地域の様々な単位の人的資源をつなぎ合わせるにより、自主防災組織づくりを進める。

自主防災組織は、平成19年9月現在24組織まで増えているが、市内全域の組織化をさらに推進し、自主防災組織連絡協議会を設立する。

平成17年度に想定された避難想定人口4万9,000人の2日分の食糧備蓄を進めるとともに、寝具や日用品などの生活必需品の整備を引き続き進める。

また、地域の防災拠点確保のため、引き続き各消防団詰所の防災機能の整備・強化を進める。

第四期長期計画の主な実績

★消防水利の不足地域の公園など3か所に100tの防火水槽、計3基設置した。

(2) 防災安全センターの機能充実

平成19年7月の防災安全センター開設により、災害など様々な危機管理に対する対策本部機能は確保された。今後、対策本部の情報収集・伝達などの指揮所機能を確実なものとしていく。災害時に必要な情報を、新たに構築した防災情報システムにより、一元的に収集・分析し、防災関係機関・災害ボランティアセンターなどの情報共有や被災者への情報発信を行う。

新型インフルエンザなどの健康に対する危機やテロなど様々な危険から市民の安全を守るため、関係機関と連携し全庁体制での取組みを確立する。

第四期長期計画の主な実績

★危機管理の拠点として、災害対策本部の判断・指揮機能を有する防災安全センターを平成19年7月に開設した。



国民保護訓練（防災安全センター内防災情報室）

(3) 避難所の整備・運営体制の確立

災害時、いち早く各地域の実情にあった避難所を開設・運営することが必要となるため、地域住民が主体となって参画できる態勢を確立する。

地域の自主防災組織や防災推進員などが主体となって避難所運営に参画・協力できるよう、組織整備と研修・訓練をサポートする。

高齢者、障害者、外国人市民など災害時に特に支援を必要とする人々に対する支援のあり方については、地域防災計画を踏まえ、十分な備えを行う。

避難所・公園などにおけるトイレ対策を引き続き進めるとともに、マンホールを活用する災害用トイレの整備を進める。

第四期長期計画の主な実績

★災害時に避難所となる市立小中学校の災害用井戸の全校への設置、市内4か所目となる防災広場、西久保二丁目防災広場を整備した。

10 市民活動の活性化と協働の推進

武蔵野市のコミュニティづくりは、コミュニティ構想に基づき16のコミュニティ協議会が組織され、20館（分館などを含む）のコミュニティセンターを拠点として、市民主体で進められてきた。

コミュニティ構想の策定から35年以上経過した今日、安全・安心のまちづくりなど様々なまちのニーズとの関連でコミュニティの重要性

が再認識され、地域コミュニティ活動の活性化がこれまで以上に求められている。

今後ますます多様化するであろう市民のニーズに的確に応えていくためには、行政による施策だけでは不十分であり、NPOや各種市民活動との幅広い協働の推進が不可欠である。

(1) コミュニティの活性化とあり方の検討

現在、コミュニティ協議会、コミュニティセンターの積極的な役割に対する期待が高まっている。コミュニティセンターの施設改善や新たなセンター設置の要望のほか、コミュニティ自体の活動の質を一層高め、幅を広げる方向での様々な要望もある。

こうした課題を整理し、地域コミュニティの更なる活性化のために、コミュニティとコミュニティセンターのあり方について広く検討するため、第六期コミュニティ市民委員会を設置する。

コミュニティセンターの中には、使用者の利用形態の変化などに対応した設備の改善や、一層のバリアフリー化が必要とされているものもある。これらについては、対策を検討し、計画的に改善を行っていく。

地域通貨はコミュニティづくりのツールとしての可能性を秘めており、コミュニティビジネスの萌芽育成や人の交流を促す仕組みづくりの観点から研究する。

第四期長期計画の主な実績

★武蔵野市コミュニティ評価委員会が設置され、平成16年の第一期評価に続き、平成18年3月、第二期評価が実施された。

(2) 協働推進体制の整備と協働事業の展開

地域の主人公としての住民が自発的に行う公益的な活動は、住民参加、住民自治の本来のあり方であることから、行政がこうした活動の支援を行うことは重要な意義を持つ。

また、市民の多様化するニーズに的確に応えていくためには、NPO・市民活動団体との幅広い協働を推進することが必要である。NPO活動促進基本計画に基づき、協働推進体制を整備し、事業を多面的に推進する。

NPO・市民活動の拠点整備、相互交流とネットワーク化の推進のために、市役所内に設置し

た「市民協働サロン」に加えて、本格的な「NPO・市民活動サポートセンター（仮称）」の整備を進めるとともに、その運営などのあり方についての検討を市民参加で進める。

市と協働したい事業の企画をNPO・市民活動団体から募る公募制度を拡充し、これらの団体との創造的な協働事業の拡大を図る。

行政とNPO・市民活動団体などが共通の理解のもと、協働事業を進める際のガイドラインを定めたハンドブックに基づき、今後の協働を進めていく。

また、協働の推進には、職員の意識改革とともに、市民意識の向上も必要である。各種事業の企画立案・実施体制の見直しを行い、庁内推進体制の整備を進める。同時に職員と市民との相互理解を深めるための研修を検討する。

第四期長期計画の主な実績

★平成19年9月に、NPO・市民活動団体が出会い、相互の連携をとり、行政との協働を円滑に推進するための「市民協働サロン」を市役所内に設置した。

(3) 団塊世代等の参画支援

団塊世代や定年を迎えた世代がその豊富な知識や経験を活かして、NPO・市民活動や地域コミュニティ活動などに積極的に参画できるよう、環境整備と仕組みづくりを進める。

11 男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会の実現は、本市にとってもなお課題である。全庁的な取組みを強化するとともに、市民との協働を促進していく。

(1) 推進体制の整備と強化

市の男女共同参画計画の事業進捗について点検評価し、新たな社会変化に対応する第二次男女共同参画計画を策定する。男女共同参画推進の指針となる「男女共同参画基本条例（仮称）」について検討する。

市民との協働を促進する一環として、むさし

のヒューマン・ネットワークセンターの活動と機能の充実を支援する。武蔵境市政センターの移転が計画されているが、同センターについても移転を含めた検討を行う。

第四期長期計画の主な実績

★平成19年8月に、男女共同参画推進市民会議を設置した。

(2) 様々な活動の充実と環境整備

女性の就労実態や、就労のバリアとなっている社会環境を把握する取組みを強化し、男女共同の社会参画を促す施策を、人権擁護、保育・育児、介護などの分野で展開する。

育児休業・介護休業制度の普及を図り、男女が仕事と家庭の両立を図れるように努める。部分就労などの新しい働き方についての情報提供、地域に根ざした創業・起業への支援を進める。

男女共同参画の推進に向け、市民の共通認識を深める手がかりとして、情報誌「まなこ」のさらなる充実を図っていく。市の各種委員会などにおける男女構成比の適正化など、全庁的な取組みを引き続き進める。

12 都市・国際交流の推進

本市の交流事業は「都市の窓を開く」をキーワードにして、友好都市や在住外国人との相互理解と互恵の促進を原則にして推進されてきた。事業ごとに目的を明確にし、その成果がより一層お互いに還元されるように、一定の年限毎に検証を行いつつ、充実を図る。

(1) 国内都市交流・協力の推進

市民相互の交流を中心とし、相手側からの提案も募りつつ、農業や自然体験など参加・体験



遠野家族ふれあい自然体験

型の事業を推進する。お互いの生活を補いあうような形で、多様なチャンネルでの交流を検討する。

多くの自治体は過疎化の問題を抱えている。友好都市として課題を共有し、取組みを検討する。

(2) 国際交流・協力の推進

今後も市民を主体とする交流事業の一層の深化を目指して、積極的に国際交流・協力事業を推進していく。拡大・発展してきた事業については、その目的と成果を検証しつつ、武蔵野市国際交流協会や関係機関と連携して進める。

また、国際交流協会は、公益財団法人化を図り、新たな組織体制を確立する。

第四期長期計画の主な実績

- ★平成19年4月、ジュニア交流団、ホストファミリー経験者を中心とする「ラボックの会」を設立した。
- ★市民提案・企画型の国内交流体制の構築に向けて研究を開始した。

(3) 外国人市民へのサービス・支援の充実

留学生を含む外国人にとって、今後も武蔵野市が「住みたいまち」であり続けるように環境整備を進める。

外国人市民に対して、きめ細やかな情報提供に努め、それらの人々が抱える問題についての相談事業を一層充実させる。また、国際交流協会を中心として、アジアをはじめとした様々な国の人々との交流を行い、異文化理解や国際協調の意識を深化させる。

留学生支援の課題は、留学生活での困りごとの解消と、地域の人たちとの交流を通して、友好関係を築き、相互理解を深めることである。市内・周辺大学と連携し、留学生支援策の拡充について検討する。

13 生涯スポーツの振興

健康への意識の高まりや、コミュニケーションや仲間づくりを求めて、スポーツやレクリエーションに参加する人々が増えている。多様な市民がのびのびと自由に身体を動かし、様々なスポーツに取り組める場や機会を整えていくことが期待されている。

(1) スポーツ施策の多角的な検討

生涯スポーツ社会を目指し、市におけるスポーツ施策を総合的に推進する指針として「スポーツ振興計画（仮称）」を策定する。市民がスポーツに親しむ機会をより拡充するために、総合体育館を中心として、学校、コミュニティセンター、民間のスポーツ施設との連携のあり方を検討し、利用者の立場に立ったネットワークの構築を進める。

あわせて、(財)武蔵野スポーツ振興事業団のあり方についても多角的に検討する。

スポーツ指導者の育成を引き続き進めるとともに、市民誰もが気軽に身近にスポーツを楽しめるよう、講習内容の工夫や環境整備を行う。

(2) スポーツ施設の整備・充実

すべての市民が、スポーツを快適かつ安全に楽しみ、健康づくりの基盤形成となるように引き続き施設の整備・充実、利便性の向上を図り、新たなスポーツ種目の普及も含めて、生涯スポーツの振興を進める。

開設後20年近くになる総合体育館は、計画的に改修を進めるが、平成25年開催予定の第68回国民体育大会（東京国体）の競技会場となる施設の改修を優先する。武蔵野プール管理棟は改築の検討を行う。



ファミリースポーツフェア

14 特色ある市民文化の発展

武蔵野市の特色ある市民文化として、吉祥寺を中心に活発に躍動する都市の文化、市内・周辺大学や市民の旺盛な学習活動に支えられた学術的文化、多様な公園や上水沿い及び街路樹や宅地の樹木まで含めた緑を守る文化、さらに地

域活動や市民公益活動を住民が自主的に担う自治の文化などがあげられる。

武蔵野市観光推進計画では、観光推進の目標として、「ともに楽しみ、交歓できるまち」「価値ある時間を過ごせるまち」「楽しさや、くつろぎの中に、安全・安心を実感できるまち」の三つをあげている。この三つのイメージは武蔵野市が育てたい都市ブランドでもある。

市民生活の中で育まれた多様な文化が、都市の文化として形をなし、人を引きつけてやまない魅力として発信される武蔵野の都市の戦略を積極的に推進していく。

(1) 市民文化施設の拡充

新たに建設が予定されている「武蔵野プレイス（仮称）」は、図書館機能を核とした新しいタイプの知的創造拠点施設として、武蔵境駅周辺の南北一体のまちづくりの構想の中に位置づけ、市民参加で運営・企画を推進する。

歴史資料館については、武蔵野市に残された文化財や古文書・公文書や、中島飛行機武蔵製作所に代表される戦争の記録などを収集・整理・保存・公開する場として、その規模や機能について引き続き検討をすすめる。

吉祥寺美術館は、今後、魅力ある企画を充実させ、一層の活用を図るため、企画展示室の拡張や設備面の充実など様々な角度からあり方を検討する。

公会堂は近年施設・設備の老朽化が目立ち始めた。また、多くの利用者からのバリアフリーの要望にも対応できていない。今後、公会堂のあり方について、建替えも含めて研究を行う。

(2) 文化施設及び文化活動のネットワーク化の推進

市民の多様な文化活動が相互に結びついたり、様々な文化施設が結びつくことにより、一層豊かな文化活動を展開することができる。今後は、様々な文化施設が、学校、子育て・高齢者施設などの公的施設や民間施設と連携をとって、総合的に文化活動を創造・継承・発展させる地域拠点としてネットワークを構築することが求められる。

また、文化の担い手の育成と拡大も必要である。市民との協働を進めながら、より総合的な

文化施策を構想・推進し、「市民文化振興総合計画（仮称）」の策定を検討する。

(3) 都市文化の積極的な発信

市民の生活圏が広域化し、世界的な広がりにもまで及ぼうとしている今日、武蔵野市を広域的・グローバルな視点から捉え直し、世界的な都市の文化の発展、未来の文化創造へとつなげていく視点の重要性が増している。

「武蔵野プレイス（仮称）」、市民文化会館、吉祥寺シアター、芸能劇場を武蔵野発の都市文化発信の拠点として積極的に捉え、相互のネットワークを強化することで市内外の注目を常に集める魅力ある事業を推進し、時代の先頭に立つ創造性を発揮していく。

● 主な施策・事業の実施予定及び事業費

(単位：百万円)

主な施策・事業	年度別計画（事業費）				
	20	21	22	23	24
家庭・業務部門に対する新エネルギーへの誘導	40	40	40	40	40
クリーンセンター建替え計画・整備の実施	60	80	35	25	
仙川水辺環境の整備（仙川リメイク）	106	96	96	96	96
登録農地制度の活用	2	2	2	2	2
多様な起業に対する効果的育成、支援の実施	12	15	18	21	24
武蔵野市観光推進機構（仮称）の設立	5	30			
市民安全パトロール隊とホワイトイーグルの連携の促進	7	7	7	7	7
第六期コミュニティ市民委員会の設置	8	6			
第二次男女共同参画計画の策定	5				
スポーツ振興計画（仮称）の策定	8				